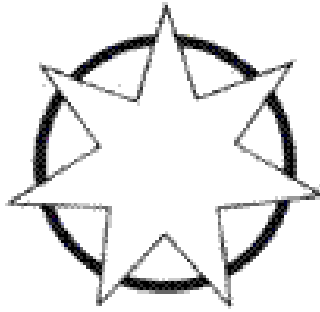


平成26年2月 策定
平成26年4月 改訂

青森市原子力災害対策計画



平成26年4月 改訂

青森市

青森市原子力災害対策計画

計画の背景

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災の影響により、東京電力(株)福島第一原子力発電所の事故においては、全電源を喪失して原子炉を冷却できなくなり、大量の放射性物質が放出されるという重大な原子力事故が発生した。

国は、従来、原子力施設から 8~10km 圏内を E P Z (Emergency Planning Zone : 防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲) とし、原子力防災体制を構築してきたところであるが、当該事故における住民避難は、E P Z をはるかに越えた広域避難となったところである。

これを受け、国は、平成 24 年 10 月 31 日原子力災害対策指針において原子力施設から概ね 5 km の範囲を P A Z (Precautionary Action Zone) とし、急速に進展する事故等を考慮し直ちに避難を実施するなど、放射性物質の環境への放出前の予防的防護措置(避難等)を準備する区域とする一方、原子力施設から概ね 30 km の範囲を U P Z (Urgent Protective action planning Zone) とし、環境モニタリング等の結果を踏まえ、避難、屋内退避、安定ヨウ素剤の予防服用等を準備する区域としたものである。

しかしながら、福島第一原子力発電所の事故においては、放射性物質を含んだブルーム(気体状あるいは粒子状の物質を含んだ空気の一団)が原子力施設から概ね 50 km に及んだ可能性があり、国は、今後、ブルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置を実施する地域(P P A : Plume Protection Planning Area)における具体的な対応を検討していくとしているところである。

本市は、東北電力(株)東通原子力発電所から概ね 50 km 以上距離を隔てた U P Z 圏外であることから、地域防災計画原子力災害対策編の策定義務はないが、東日本大震災における福島第一原子力発電所事故を踏まえると、これまでの想定をはるかに上回る規模の原子力災害を念頭に入れた新たな防災体制の構築が求められているところである。

本計画では、市が独自に実施する必要がある原子力災害時における市民等の安全対策について、現時点で明らかにされている最新情報や先進的取組事例を加味しながらとりまとめたものであり、今後における国の防災基本計画原子力災害対策編、原子力災害対策指針等及び県の地域防災計画原子力編等の動向を踏まえ適宜修正するものとする。

青森市原子力災害対策計画

目 次

計画の背景

第1章 総則

第 1 節	計画の目的	1
第 2 節	計画の位置づけ	1
第 3 節	計画の周知徹底	1
第 4 節	計画の作成又は修正に際し尊重すべき指針	1
第 5 節	計画の基礎とするべき災害の想定	1
第 6 節	原子力災害対策を重点的に実施すべき区域	3
第 7 節	本市における被害想定	4
第 8 節	緊急事態区分とEAL	5
第 9 節	防災関係機関の事務又は業務	8

第2章 原子力災害事前対策

第 1 節	基本方針	8
第 2 節	迅速かつ円滑な災害応急対策及び災害復旧への備え	8
第 3 節	情報の収集・連絡体制の整備	9
第 4 節	災害応急体制の整備	9
第 5 節	避難収容活動体制の整備	10
第 6 節	飲食物の出荷制限及び摂取制限等	11
第 7 節	緊急輸送活動体制の整備	11
第 8 節	救助・救急、医療及び防護資機材等の整備	11
第 9 節	市民等への情報伝達体制の整備	13
第10 節	原子力防災に関する知識の普及及び啓発	13
第11 節	防災業務関係者を対象に実施される研修会及び防災訓練等への参加	13

第3章 緊急事態応急体制

第 1 節	基本方針	13
第 2 節	情報の収集・連絡	13
第 3 節	職員の連絡・参集体制	14
第 4 節	青森市の防災組織	15
第 5 節	防災業務関係者の安全確保	17
第 6 節	屋内退避及び避難収容等の防護活動	17
第 7 節	治安の確保及び火災の予防	24
第 8 節	飲食物の出荷制限及び摂取制限等	24
第 9 節	緊急輸送活動	25
第10 節	救助・救急活動及び医療措置	25
第11 節	市民等への的確な情報伝達活動	26

第4章 原子力災害中長期対策

第 1 節	基本方針	26
第 2 節	緊急事態解除宣言後の対応	27
第 3 節	原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定	27
第 4 節	放射性物質による環境汚染への対処	27
第 5 節	各種制限措置の解除	27
第 6 節	環境放射線モニタリングの結果と情報提供	27
第 7 節	被災地域における被災者記録等の作成	27
第 8 節	被災者等の生活再建等の支援	27
第 9 節	風評被害等の影響の軽減	28
第 10 節	被災中小企業等に対する支援	28
第 11 節	心身の健康相談体制の整備	28

資料編

資料 1	本県における原子力災害対策を重点的に実施すべき 区域を含む地域の範囲	29
資料 2	日常生活における放射線と原災法等の通報基準値	30
資料 3	放射性物質の拡散シミュレーション	31
資料 4	空間線量率マップ	34
資料 5	青森県緊急輸送道路ネットワーク計画図	35
資料 6	原子力事業者、国、地方公団体が採ることを想定される措置等	36
資料 7	防護措置実施のフローの例	38
資料 8	OILと防護措置について	39
資料 9	災害対策本部組織機構図	40
資料10	物理学的半減期・生物学的半減期・実効半減期(有効半減期)について	50
資料11	放射性物質ごとに沈着しやすい臓器	51
資料12	食品衛生上の基準値	52
資料13	放射線に関する基礎知識	53
資料14	浮遊放射性物質のガンマ線による被ばくの低減係数	54
資料15	家庭内及び個人が利用可能なものによって口及び鼻の 保護を行った場合の1~5 μ mの微粒子に対する除去効率	55
資料16	行政区別年齢別人口統計表	56
資料17	緊急被ばく医療活動の手順図	57
資料18	緊急被ばく医療体制の組織図	58
資料19	安定ヨウ素剤の予防服用	59
資料20	(PAZ圏内における)安定ヨウ素剤の受領書(例)	63
資料21	安定ヨウ素剤についてのQ&A	66
資料22	(参考)福島第一原発事故時における除染対応	70

第1章 総則

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号、以下「原災法」という。）に基づき、原子力事業者の原子炉の運転等（加工、原子炉、貯蔵、再処理、廃棄、使用及び事業所外運搬（以下「運搬」という。））により放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外（運搬の場合は輸送容器外）へ放出されることによる原子力災害の発生及び拡大を防止し、原子力災害の復旧を図るために必要な対策について、青森市が執るべき措置を定め、総合的かつ計画的な原子力防災事務又は業務の遂行によって、市民等の生命、身体及び財産を原子力災害から保護することを目的とする。

第2節 計画の位置づけ

1. 青森市の地域に係る原子力災害対策の基本となる計画

この計画は、国の防災基本計画原子力災害対策編及び青森県の地域防災計画原子力編に準じて作成したものであって、青森市の地域に係る原子力災害対策の基本となるものであり、指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関の防災業務計画と抵触することがないように作成するものである。

2. 青森市地域防災計画との整合性

この計画は、「青森市原子力災害対策計画」として定めるものであり、この計画に特別の定めのない事項については、「青森市地域防災計画」によるものとする。

3. 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に準じて検討を加え、地域防災計画の見直し等により修正の必要があると認める場合には適宜修正するものとする。

第3節 計画の周知徹底

市は、この計画について、市民等への周知を図るよう努めるものとする。

第4節 計画の作成又は修正に際し尊重すべき指針

この計画の修正に際しては、原災法第6条の2第1項の規定により、原子力規制委員会が定める原子力災害対策指針（平成25年9月5日全部改正）を遵守するものとする。

「原子力施設等の防災対策について」（旧指針）については、原子力安全委員会が取りまとめてきた経緯があるが、平成24年9月18日を以って原子力安全委員会は廃止され、同年9月19日に原子力規制委員会及び事務局である原子力規制庁が発足した。

第5節 計画の基礎とするべき災害の想定

原子力施設からの放射性物質及び放射線の放出形態は過酷事故を想定し以下のとおりとする。

1. 放射性物質又は放射線の放出形態

（1）原子燃料サイクル施設等

ウラン濃縮施設

配管破損等によりウラン等が漏えいすることが想定される。これらの放射性物質は、エアロゾル状態(気体中に浮遊する微粒子)となって空気中に移行するが、施設から放出される前にフィルタによりその大部分が除去される。フィルタを通して放出されるものは、プルーム(気体状あるいは粒子状の物質を含んだ空気の一団)となって放出、拡散される。

再処理施設

ア．火災爆発等による放射性物質の放出

火災、爆発等の発生によってプルトニウム、核分裂生成物等の放射性物質の一部がエアロゾル状態となって空気中に移行することが想定される。空気中に移行した放射性物質は、施設から放出される前にフィルタによりその大部分が除去される。フィルタを通して放出された放射性物質は、プルームとなって風下方向に移動するが、移動距離が長くなるに従って、拡散により濃度は低くなる。これらの事故の中では、プルトニウムを含む有機溶媒火災による放射性物質の放出量が最も大きくなると考えられる。

イ．臨界事故

臨界事故が発生した場合、核分裂生成物の放出に加え、核分裂反応によって中性子線及びガンマ線が発生するが、再処理施設においては放射線を遮へいする構造となっているため、放射線の影響は無視できる。核分裂生成物の放出は、臨界事故によって生じた揮発性の希ガス及びヨウ素を考慮すればよいが、その潜在的な総量は原子炉施設に比べ極めて少ない。放出された放射性物質は、プルームとなって風下方向に移動するが、移動距離が長くなるに従って拡散により濃度は低くなる。また、臨界事故によって生じた希ガスのうちの多くは短半減期核種であり、時間とともに速やかに減衰する。

低レベル放射性廃棄物埋設施設

廃棄体の落下破損等によって一部が粉体化しエアロゾル状態となって空気中に移行することが想定される。廃棄体の内包される放射エネルギー(コバルト60、セシウム137等)は少なく、その影響は極近距離に限定される。また、落下時の発生量が多いとみられる粗い粒子状のものは早く沈降すると考えられる。

高レベル放射性廃棄物管理施設

ガラス固化体の落下破損等によって一部が粉体化しエアロゾル状態となって空気中に移行することが想定される。ガラス固化体中にはストロンチウム90、アメリカシウム241等が含まれる。ガラス固化体は9m落下においても破損しないが、破損を想定した場合であってもエアロゾルとして空気中に移行する割合は小さく、その影響は極近距離に限定される。また、施設から放出される前にフィルタによりその大部分が除去される。

使用施設(六ヶ所保障措置分析所)

火災の発生によってプルトニウム及びウランの一部がエアロゾル状態となって空気中に移行することが想定される。空気中に移行した放射性物質はプルームとなって風下方向に移動するが、移動距離が長くなるに従って、拡散により濃度は低くなる。火災の中では、粉末状のプルトニウムを取り扱うグローブボックス内火災による放射性物質の放出量が最も大きくなると考えられる。

(2) 原子力発電所

原子炉施設においては、多重の物理的防護壁が設けられているが、これらの防

護壁が機能しない場合は、放射性物質が周辺環境に放出される。その際、大気へ放出の可能性がある放射性物質としては、気体状のクリプトンやキセノン等の希ガス、揮発性のヨウ素、気体中に浮遊するエアロゾル等の放射性物質がある。これらは、気体状又は粒子状の物質を含んだプルームとなり、移動距離が長くなる場合は拡散により濃度は低くなる傾向があるものの、風下方向の広範囲に影響が及ぶ可能性がある。また、特に降雨雪がある場合には、地表に沈着し長期間留まる可能性が高い。さらに、土壌や瓦礫等に付着する場合や冷却水に溶ける場合がある。実際、平成23年3月に発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故においては、格納容器の一部の封じ込め機能の喪失、溶融炉心から発生した水素の爆発による原子炉建屋の損傷等の結果、セシウム等の放射性物質が大量に大気環境に放出された。また、炉心冷却に用いた冷却水に多量の放射性物質が含まれて海に流出した。したがって、事故による放出形態は必ずしも単一的なものではなく、複合的であることを十分考慮する必要がある。

2. 被ばくの経路

被ばくの経路には、大きく「外部被ばく」と「内部被ばく」の2種類がある。これらは複合的に起こり得ることから、原子力災害対策に当たっては双方を考慮する必要がある。

(1) 外部被ばく

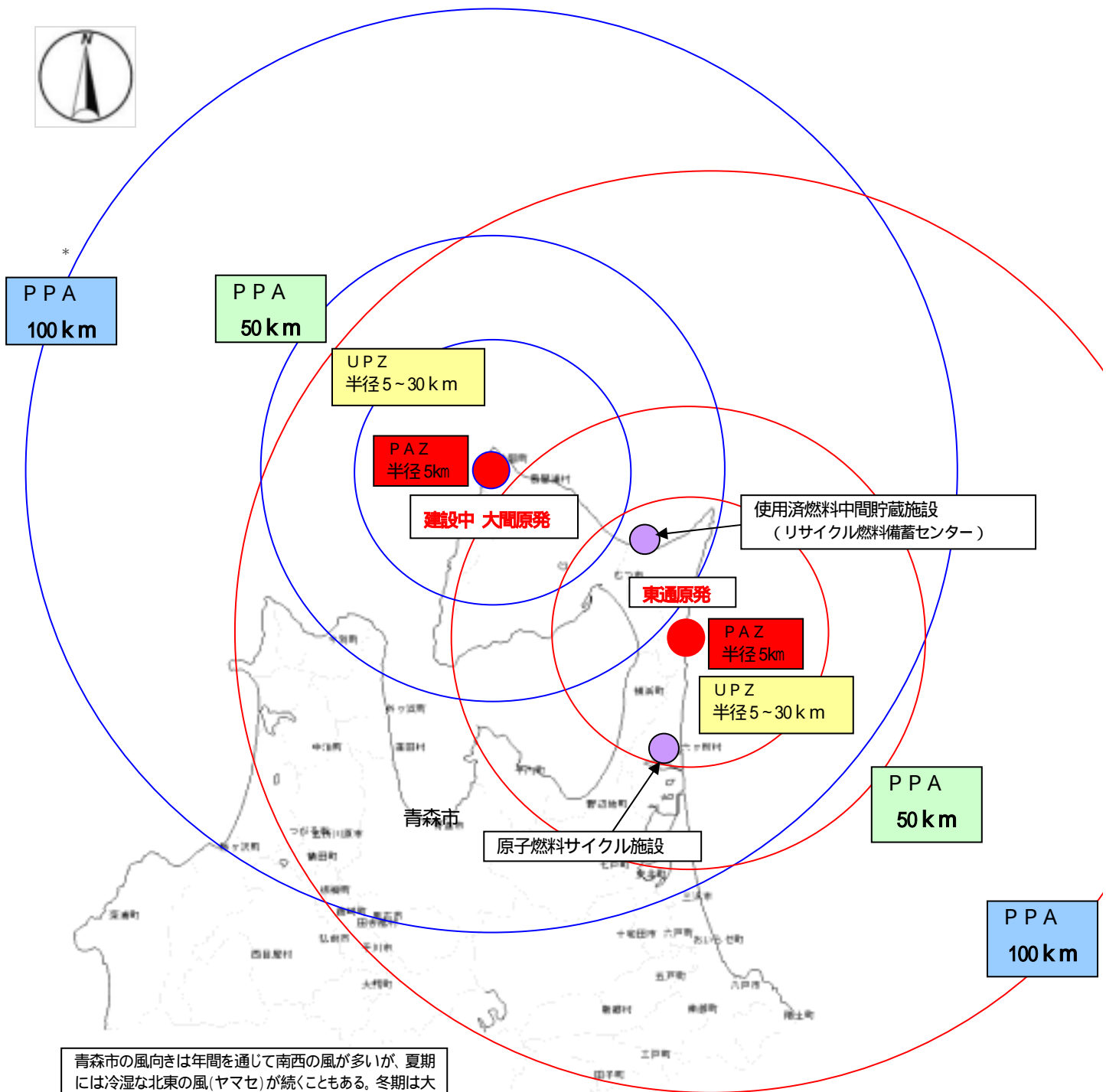
外部被ばくとは、体外にある放射線源から放射線を受けることをいう。

(2) 内部被ばく

内部被ばくとは、放射性物質を吸入、経口摂取等により体内に取り込み、体内にある放射線源から放射線を受けることをいう。

第6節 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域

区域	発電所からの距離 (目安)	基本の対応	備考
予防的防護措置を準備する区域 (PAZ: Precautionary Action Zone)	半径5km	発電所からの放射性物質の環境への放出前に避難が実施できるよう準備する区域とし、あらかじめ定められる発電所における全面緊急事態等の発生時には、直ちに避難を実施する。避難は、PAZ外への避難を最優先に行う必要があるが、当初から半径概ね30km圏外への避難を実施する。	・福島原子力発電所事故時は、当日中に3km圏が避難、10km圏が屋内退避となった。
緊急時防護措置を準備する区域 (UPZ: Urgent Protective Action Planning Zone)	半径5km ~30km	計測可能な判断基準に基づく避難や屋内退避の準備を進める区域とし、緊急時モニタリングの結果、発電所の状況、より発電所に近い地域の放射線量、風向き等の気象状況等に基づき必要な場合は、半径概ね30km圏外への避難又は屋内退避及び安定ヨウ素剤の服用をできる限り速やかに実施する。 なお、UPZ内の避難を要しない区域においても、測定・予測の結果に応じて、屋内退避や安定ヨウ素剤の服用を実施する。	・福島原子力発電所事故時は、翌日20km圏が避難、4日後に30km圏が屋内退避となった。 ・一か月以上経過後、一部地域が計画的避難区域に指定された。
プルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置を実施する区域 (PPA: Plume Protection Planning Area)	半径30km ~	UPZの範囲外であっても、プルーム通過時には放射性ヨウ素の吸入による甲状腺被ばく等の影響があることが想定され、放射性物質の吸入等を避けるため、必要に応じ屋内退避や安定ヨウ素剤の服用など、状況に応じ追加防護措置が必要となる。	・福島原子力発電所事故時には、1か月以上経過後、一部地域が計画的避難区域等に指定された。



青森市の風向きは年間を通じて南西の風が多いが、夏期には冷湿な北東の風(ヤマセ)が続くこともある。冬期は大陸の高気圧が発達し、北西の季節風に支配される日が多くなる。

「放射性物質の拡散シミュレーション」より抜粋(原子力規制庁)

第7節 本市における被害想定

福島第一原子力発電所における過酷事故発生時には、50 km圏外に位置する福島市は計画的避難区域等に指定されていないものの、放射性物質による汚染がありモニタリングや除染が必要となり出荷制限や屋外活動の制限等を行う一方で、発電所周辺自治体からの避難者の受け入れを行ったところである。

こうしたことから、本計画における本市の被害想定は、季節風をも考慮し東通原子力発電所から最大 100km 圏内に位置する本市域において、国際放射線防護委員会 (ICRP) 及び国際原子力機関 (IAEA) の緊急時被ばく状況における放射線防護の基準値である年間積算線量 20~100mSv (シーベルト) に達し、市民等が外部被ばく及び内部被ばく

するおそれのある汚染規模とする。

第8節 緊急事態区分とEAL

【緊急事態区分とEAL】

	<p style="text-align: center;">警戒事態を判断するEAL (1)</p> <p>1 EAL : 緊急時活動レベル (Emergency Action Level) 各原子力発電所で発生し得る異常や事故を分類、整理し、事業者が具体的に定める緊急事態区分ごとの判断基準</p>	<p style="text-align: center;">措置の概要</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl;">緊急事態区分</p>	<p style="text-align: center;">警戒事象</p> <p style="text-align: center;">〔 警戒事態 〕</p> <p>【原子力災害対策指針の警戒事象】</p> <p>原子炉運転中に原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと。</p> <p>原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと。</p> <p>原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失すること。</p> <p>原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失すること。</p> <p>全ての非常用交流母線からの電気の供給が1系統のみとなった場合で当該母線への電気の供給が1つの電源のみとなり、その状態が15分以上継続すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。</p> <p>原子炉の停止中に当該原子炉容器内の水位が水位低設定値まで低下すること。</p> <p>使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。</p> <p>原子炉制御室その他の箇所からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。</p> <p>原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。</p> <p>重要区域において、火災又は溢水が発生し、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令(平成24年文部科学省・経済産業省令第4号)第2条第2項第8号に規定する安全上重要な構築物、系統又は機器(以下「安全機器等」という。)の機能の一部が喪失するおそれがあること。</p> <p>燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあること、又は、燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失すること。</p> <p>当該原子炉施設等立地道府県において、震度6弱以上の地震が発生した場合。</p> <p>当該原子炉施設等立地道府県において、大津波警報が発令された場合。</p> <p>オンサイト統括補佐が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。</p> <p>当該原子炉施設において新規制基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合(竜巻、洪水、台風、火山等)。</p> <p>その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。</p>	<p>体制構築や情報収集を行い、市民等の防護のための準備を開始する。</p>

		施設敷地緊急事態を判断する E A L	措置の概要
緊急事態区分	<p>特定事象</p> <p>(施設敷地緊急事態)</p>	<p>【原災法第10条の通報すべき基準】</p> <p>原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生すること。</p> <p>原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用の炉心冷却装置(当該原子炉へ高圧で注水する系に限る。)による注水ができないこと。</p> <p>原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する全ての機能が喪失すること。</p> <p>全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分以上(原子炉施設に設ける電源設備が実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則(平成25年原子力規制委員会規則第5号)第57条第1項及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則(平成25年原子力規制委員会規則第6号)第72条第1項の基準に適合しない場合には、5分以上)継続すること。</p> <p>非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分以上継続すること。</p> <p>原子炉の停止中に当該原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置(当該原子炉へ低圧で注水する系に限る。)が作動する水位まで低下すること。</p> <p>使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと又は当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。</p> <p>原子炉制御室の環境が悪化し原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。</p> <p>原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。</p> <p>火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。</p> <p>原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えること。</p> <p>原子炉の炉心(以下単に「炉心」という。)の損傷が発生していない場合において、炉心の損傷を防止するために原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用すること。</p> <p>燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、又は燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失すること。</p> <p>原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合(事業所外運搬に係る場合を除く。)</p> <p>その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。</p>	<p>PAZ内の市民等の避難準備及び早期に実施が必要な避難等の防護措置を行う。</p>

		全面緊急事態を判断するEAL	措置の概要
緊急事態区分	原子力緊急事態宣言	<p>【原災法15条の原子力緊急事態宣言の基準】(2)</p> <p>原子炉の非常停止が必要な場合において、制御棒の挿入により原子炉を停止することができないこと又は停止したことを確認することができないこと。</p> <p>原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用の炉心冷却装置による当該原子炉への注水ができないこと。</p> <p>原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用の炉心冷却装置による当該原子炉への注水ができないこと。</p> <p>原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。</p> <p>原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する全ての機能が喪失したときに、原子炉格納容器の圧力抑制機能が喪失すること。</p> <p>全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上(原子炉施設に設ける電源設備が実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第57条第1項及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第72条第1項の基準に適合しない場合には、30分以上)継続すること。</p> <p>全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分以上継続すること。</p> <p>炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量を検知すること。</p> <p>原子炉の停止中に該当原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置(該当原子炉へ低圧で注水する系に限る。)が作動する水位まで低下し、当該非常用炉心冷却装置が作動しないこと。</p> <p>使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。</p> <p>原子炉制御室が使用できなくなることにより、原子炉制御室からの原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること又は原子炉施設に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。</p> <p>燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあること。</p> <p>原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合(事業所外運搬に係る場合を除く。)</p> <p>その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。</p>	PAZ内の住民避難等の防護措置を行うとともに、UPZ及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する。
	(全面緊急事態)		

2 国は、原子力災害対策特別措置法第10条に基づく原子力事業所からの通報後、原災法第15条に該当するかどうかを判断し、該当すると判断した場合には、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出し、内閣府に原子力災害対策本部、現地に原子力災害現地対策本部を設置、関係する都道府県知事・市町村長はそれぞれ災害対策本部を設置する。

第9節 防災関係機関の事務又は業務

原子力防災に関し、市、消防機関が処理すべき事務又は業務については、青森市地域防災計画に定める「青森市及び防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱」によるもののほか、次のとおりとする。

1. 本市の担う事務又は業務

事務又は業務
1. 情報の収集・連絡体制の整備に関する事 2. 広域的な応援協力体制等に関する事 3. 避難収容活動体制の整備に関する事 4. 防災活動用資機材の整備に関する事 5. 市民等への情報伝達体制の整備に関する事 6. 原子力防災に関する知識の普及と啓発に関する事 7. 防災業務関係者に対する研修に関する事 8. 防災訓練の実施に関する事 9. 放射性物質による環境汚染への対処に関する資料の収集・整備等に関する事 10. 災害対策本部等の設置、運営及び廃止に関する事 11. 屋内退避、避難誘導等の防護活動に関する事 12. 避難所等において必要となる飲食物、生活必需品等の供給に関する事 13. 飲料水・飲食物の摂取、農林水産物の収穫・出荷の制限及び解除に関する事 14. 緊急輸送の調整に関する事 15. 緊急被ばく医療活動への協力に関する事 16. 市民等からの問い合わせに対応する体制の整備に関する事 17. 風評被害の未然防止・影響低減のための広報活動に関する事

2. 消防機関の担う事務又は業務

事務又は業務
1. 消防相互応援及び緊急消防援助隊の活動調整に関する事 2. 道路機能の障害等の把握に関する事 3. 市民等に対する広報及び指示伝達に関する事 4. 消火活動に関する事 5. 救急搬送・避難誘導等に関する事

第2章 原子力災害事前対策

第1節 基本方針

本章は、原災法及び災害対策基本法に基づき実施する予防体制の整備及び原子力災害の事前対策を中心に定めるものである。

第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策及び災害復旧への備え

市は、災害発生時に迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるようにするため、平時から関係機関、民間事業者との間で災害時応援協定を締結するなど連携強化に努めるものとする。

第3節 情報の収集・連絡体制の整備

市は、県、原子力施設所在市町村及び関係周辺市町村（以下、所在市町村、関係周辺市町村という。）その他関係機関と原子力防災に関する情報の収集及び連絡を円滑に行うための体制等を整備するものとする。

第4節 災害応急体制の整備

市は、原子力災害時の応急対策活動を効果的に行うため、以下に掲げる緊急事態応急体制に係る事項について検討するとともに、あらかじめ必要な体制を整備するものとする。

1．警戒態勢に必要な体制の整備

市は、県又は所在市町村等から、警戒事象及び特定事象（原災法第10条の規定により通報を行うべき事象）発生の通報を受けた場合、速やかに職員の非常参集、情報収集・連絡が行えるよう必要な体制を整備するものとする。

2．災害対策本部体制等の整備

市は、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合に、市長を本部長とする災害対策本部を迅速・的確に設置・運営するため、災害対策本部の設置場所、職務権限、本部の組織・所掌事務、職員の参集配備体制、本部運営に必要な資機材の調達方法等についてあらかじめ定めておくものとする。

3．防災関係機関相互の連携体制

市は、平時から国、県、所在市町村、関係周辺市町村その他関係機関とあらかじめ役割分担を定め、原子力防災体制について相互に情報交換し、相互の連携体制の強化に努めるものとする。

4．自衛隊との連携体制

市は、知事に対する自衛隊への災害派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の徹底、受入体制の整備等必要な準備を整えておくものとする。

5．広域的な応援協力体制の拡充・強化

市は、国、県と協力し、緊急時に必要な装備、資機材、人員、避難やスクリーニング等に関する広域的な応援要請及び被災時に周辺市町村と相互に後方支援を担える体制の構築に向けて、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について整えるものとする。

6．複合災害に備えた体制の整備

市は、県と連携し、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し備えを充実するものとする。

7．人材及び防災資機材の確保等に係る連携

市は、地震、津波等による大規模な自然災害等との複合災害の発生により、防災活動に必要な人員及び防災資機材が不足するおそれがあることを想定し、人材及び防災資機材の確保等において、県、所在市町村、関係周辺市町村その他関係機関と連携を図るものとする。

第5節 避難収容活動体制の整備

1. 避難体制の整備

市は、国、県及び原子力事業者の協力のもと、避難者の誘導等のため必要な体制を整備するものとする。

2. 広域避難者の受入

市は、所在市町村及び関係周辺市町村があらかじめ作成した避難計画に基づき、P A Z 及びU P Z 圏内住民の避難を支援するため必要な体制を構築するものとする。

(参考) 原子力災害対策重点区域(P A Z 及びU P Z)の住民避難

所在市町村、関係周辺市町村の定める避難計画において、P A Zの住民避難は、U P Zの住民避難に先行して行われるため、U P Zの住民避難については、原子力災害対策指針に基づき段階的な避難や防護措置を実施するまでの間は屋内退避を行うことが原則とされている。また、避難先からの更なる避難を避けるため、避難先は防護措置を重点的に実施すべき区域外とされている。

3. 避難所等の整備

(1) 避難所の整備

避難所の指定に当たっては、風向等の気象条件により避難所が使用できなくなる可能性を考慮するとともに、高齢者、障害者、傷病者、入院患者、外国人、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者(以下「災害時要援護者」という。)に十分配慮する。また、国及び県の協力のもと広域避難体制を整備するものとする。

(2) 避難誘導用資機材、移送用資機材・車両等の確保

市は、県、所在市町村及び関係市町村と協力し、広域避難を想定した避難誘導用資機材、移送用資機材・車両等の確保に努めるものとする。

(3) コンクリート屋内退避体制の整備

市は、県と連携し、コンクリート屋内退避施設について、あらかじめ調査し、確保するなど、退避体制の整備に努めるものとする。

(4) 広域一時滞在に係る応援協定の締結

市は、県と連携し、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。

(5) 被災者支援の仕組みの整備

市は、平時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。

(6) 避難所における備蓄物資等の整備

市は、県と連携し、災害時要援護者の避難所生活にも配慮した物資等の備蓄に努めるものとする。

4. 災害時要援護者等の避難誘導・移送体制等の整備

市は、県の協力のもと、災害時要援護者及び一時滞在者への対応を強化するため、原子力災害の特殊性に留意し、次の項目に取り組むものとする。

(1) 災害時要援護者に関する情報把握

市は、災害時要援護者及び一時滞在者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、町(内)会、自主防災組織、民生委員児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、平時より、災害時要援護者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努めるものとする。

(2) 災害時要援護者に対する情報伝達体制の整備

市は、災害時要援護者及び一時滞在者に災害情報が迅速かつ適切に伝達できるよう、情報伝達体制を整備するものとする。

(3) 避難誘導体制の整備及び避難訓練の実施

市は、避難誘導体制の整備及び避難訓練の実施に一層努めるものとする。

(4) 避難所における受入態勢の整備

市は、収容避難所及び福祉避難所における受入体制の整備を図るものとする。

(5) 避難及び避難誘導方法等に関する事前周知

市は、避難及び避難誘導方法、スクリーニング方法、屋内退避の方法等について、平時から市民に対する周知徹底に努めるものとする。

第6節 飲食物の出荷制限及び摂取制限等

市は、飲食物の出荷制限、摂取制限等を行った場合、市民への飲食物の供給体制を定めるよう努めるものとする。

第7節 緊急輸送活動体制の整備

市は、国及び県と連携し、緊急時の応急対策における緊急輸送活動の円滑な確保を図るため、緊急輸送路の機能確保に努めるものとする。

第8節 救助・救急、医療及び防護資機材等の整備

1. 救助・救急活動用資機材の整備

市は、県からの整備すべき資機材に関する情報提供をもとに、所在市町村及び関係周辺市町村と協力し、必要な資機材の整備に努めるものとする。

2. 救助・救急機能の強化

市は、県と連携し、効率的な救助・救急活動を行うため、職員の研修及び訓練を行い職員の安全確保を図り、救助・救急機能の強化を図るものとする。

3. 緊急被ばく医療活動体制等の整備

原子力災害時には、所在市町村のみならず、関係市町村等の医療機関が連携し、広域的に対応することが求められることから、市は、県が行う緊急時における市民等の健康管理、汚染検査、除染等緊急被ばく医療について協力するものとし、受入医療機関の役割を決定するなど体制の整備を図るものとする。

医療機関に求められる役割

トリアージ、救急処置、汚染検査、スクリーニング指導、簡易除染、防護指導、健康相談、救護所・避難所への医療関係者の派遣、隣接地方公共団体の救急・災害医療機関との連携が求められるところである。

4. 医療活動用資機材等の整備

市は、県からの整備すべき医療資機材等に関する情報提供をもとに、放射線測定資機材、安定ヨウ素剤、応急救護用医薬品、医療資機材等の整備に努めるものとする。

(参考)

安定ヨウ素剤については、原子力災害対策指針に基づき、原子力災害対策重点区域であるPAZ内の住民等に対する事前配布を含め、適時・適切な配布・服用を行うための平常時の配備や緊急時の手順や体制を整備することとされている。

(1) 安定ヨウ素剤の備蓄

市は、国の原子力災害対策指針に準じ、市民に配布する安定ヨウ素剤を順次備蓄するものとする。

保管場所

複合災害に備え市民病院、市保健所、市本庁、浪岡庁舎等に分散して保管するものとし、各施設内にて医薬品の貯蔵方法に従い適切に保管する。

(2) 安定ヨウ素剤の調製及び服用に係る実施体制

安定ヨウ素剤の調製及び服用は、救護所活動と一体的に取り扱う必要があることから、県の緊急時医療活動実施要領及び青森県緊急被ばく医療マニュアルに従い、具体的な調剤や服用の実施体制を構築するものとする。

(3) その他防護資機材等の整備

原子力災害対策を適切に行うためには、放射線量を様々な局面で計測する設備や機材、放射線の影響下で作業するための防護資機材の整備が必要である。

特に、汚染地域で活動する防災業務関係者等の救急活動を実施する者の防護装備の整備が必要であり、市は、国及び県と協力し今後順次整備するものとする。

5. 防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備

市は、国及び県と協力し、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のための資機材をあらかじめ整備するものとする。

6. 物資の調達及び供給活動

市は、県及び所在市町村と協力し、大規模な原子力災害が発生した場合の被害を

想定し、必要とされる食料その他の物資について、あらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備するとともに、備蓄を行うにあたっては、発災時に対応できる十分な量を備蓄するほか、民間事業者との応援協定等により流通在庫の確保に努めるものとする。

また、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うなど、体制の整備に努めるものとする。

第9節 市民等への情報伝達体制の整備

市は、市民等への情報伝達体制を整備するものとする。

(1) 伝達体制の整備

市は、地震や津波等との複合災害における情報伝達体制を確保し、被災者等への的確な情報を常に伝達できるよう体制を整備する。

(2) 相談窓口の設置体制の整備

市は、県、所在市町村と連携し、市民等からの問い合わせに対応する相談窓口の設置等についてあらかじめその方法、体制等について定めておくものとする。

(3) 多様なメディアの活用体制の整備

市は、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力の下、ホームページ（インターネット）、緊急速報メール等の多様なメディアの活用体制の整備に努めるものとする。

第10節 原子力防災に関する知識の普及及び啓発

市は、国、県及び原子力事業者が市民等に対し実施する原子力防災に関する知識の普及及び啓発に協力するものとする。

第11節 防災業務関係者を対象に実施される研修会及び防災訓練等への参加

市は、原子力防災対策の円滑な実施を図るため、県が原子力事業者等関係機関、自衛隊等と連携し実施する研修会及び防災訓練等に参加するものとする。

(訓練項目)

災害対策本部等の設置運営訓練、緊急時通信連絡訓練、緊急時モニタリング訓練、緊急被ばく医療訓練、情報伝達訓練、避難誘導訓練など

第3章 緊急事態応急体制

第1節 基本方針

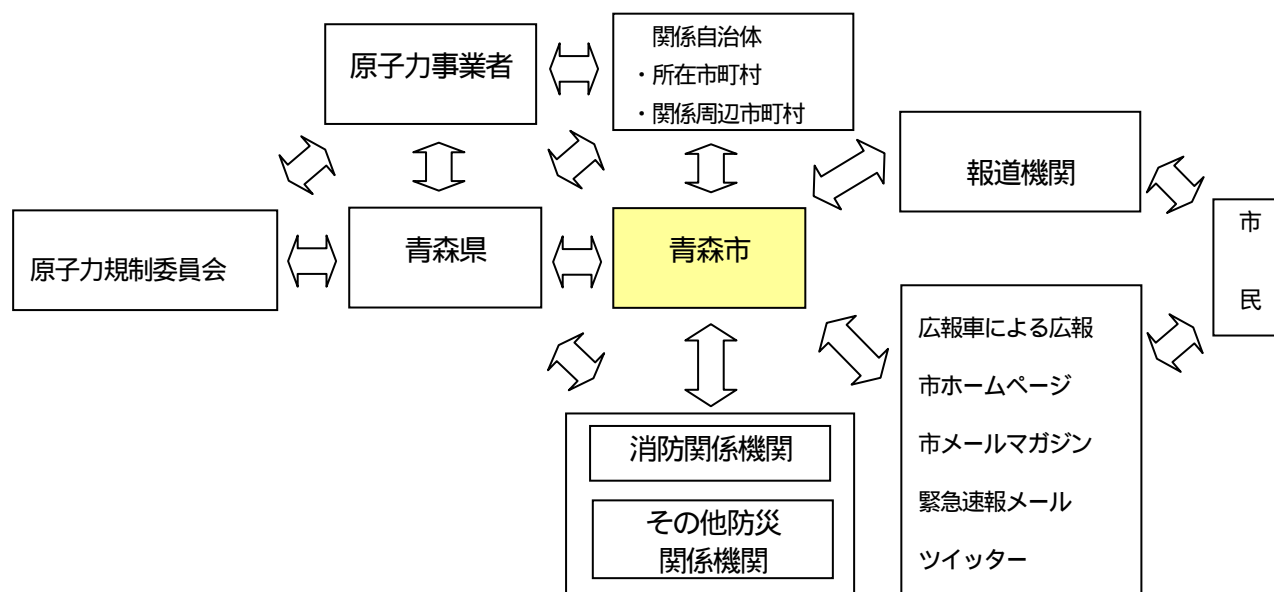
本章は、原災法第10条に基づく原子力事業者から特定事象の通報及び原災法第10条の規定に該当する可能性がある事故・故障又はこれに準ずる事故・故障発生時（警戒事象）の通報があった場合及び同法第15条に基づき原子力緊急事態宣言が発出された場合の緊急事態応急対策を中心に定めるものであるが、これら以外の場合であっても原子力防災上必要と認められるときは対応するものとする。

第2節 情報の収集・伝達

市は、県と連携を図り、原子力事業者及び国から通報・連絡を受けた事項、自ら行う応

急対策活動の状況等について、市民等に対し迅速に情報伝達できるよう、連絡体制を整備するものとする。

【市と防災関係機関相互の連携関係】



第3節 職員の連絡・参集体制

1. 実施責任者

市職員の動員、緊急初動対応等の災害応急体制の整備、運用は市長が行う。

2. 実施担当

担当部（主担当班）		担当業務
総務部	危機管理班	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部及び現地災害対策本部の運営並びに統括に関すること。 ・被害状況の把握及び報告の統括に関すること。
各部	各班	<ul style="list-style-type: none"> ・自主配備に関すること。 ・職員の動員に関すること。 ・災害応急対策実施要領の作成に関すること。 ・緊急初動対応に関すること。

3. 配備体制

(1) 配備体制の指示

市長は、災害の規模、態様等に応じ、警戒配備体制又は非常配備体制（1号～3号）を指示する。

(2) 配備基準

配備区分		内容・配備時期
警戒配備		1 警戒事象発生の通報を受け又は覚知したとき 2 その他市長が必要と認めたととき 未満事象であっても、警戒事象及び特定事象につながりうる事が予見される場合には、警戒事象と同等とみなし対応する。
非常配備	1号	1 原災法第10条に基づく特定事象発生の通報を受け又は覚知したとき 2 発電所周辺の環境放射線モニタリングにより、空間放射線量率が $5\mu\text{Sv/h}$ を超える数値が検出されたとき 3 その他市長が必要と認めたととき
	2号	1 原災法第15条に基づき、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出したとき 2 その他市長が必要と認めたととき

未満事象：警戒事象に該当しない事故。原子力安全上、重大な影響は認められないが、一般社会からは事故とみなされる事象（例）変圧器火災

(3) 配備要員・実施内容

配備区分	配備要員	実施内容	
警戒配備	・各部の部長が指名する課長 ・休日等の勤務時間外における各部災害対策要員（所属職員の3割程度） その他の職員は、登庁できる態勢で自宅待機	1. 総務部は、発生事象の情報を収集し、各部に伝達する。 2. 各部は、被害状況等の災害情報の収集に努め、総務部危機管理課に報告する。 3. 各部は、必要な応急措置を行い、警戒体制を整える。	
非常配備	1号	・災害対策本部各班の班長 ・休日等の勤務時間外における各部の災害対策要員（所属職員の7割程度） その他の職員は、登庁できる態勢で自宅待機	1. 各部は、被害状況等の災害情報の収集、伝達に努め、災害応急対策を実施する。 2. 警戒対策本部の事務に従って災害応急対策を実施する。
	2号	・全職員	1. 災害対策本部の事務に従って災害応急対策を実施する。

第4節 青森市の防災組織

1. 防災組織の区分

青森市の防災組織は、次の区分による。

防災組織	内 容
警 戒 対 策 本 部	青森市の地域内の災害に対する警戒を強化する体制
災 害 対 策 連 絡 本 部	青森市の地域内に災害が発生し又は発生するおそれがある場合で、災害対策本部を設置するに至らないが、関係部局間において相互に連携した組織的な災害応急対策を実施する体制
災 害 対 策 本 部	青森市の地域内に災害が発生し又は発生するおそれがある場合で、全庁をあげて災害応急対策を実施する体制

2. 防災組織の設置基準

防災組織は、次の基準により設置又は廃止する。

(1) 設置基準

防災組織	設置基準
警戒対策本部	<ol style="list-style-type: none"> 警戒事象発生の通報を受け又は確知したとき その他市長が必要と認めるとき <p>未満事象であっても、警戒事象及び特定事象につながりうることが予見される場合には、警戒事象と同等とみなし対応する。</p>
災害対策連絡本部	<ol style="list-style-type: none"> 特定事象発生の通報を受け又は確知したとき 発電所周辺の環境放射線モニタリングにより、空間放射線量率が5 μ Sv/hを超える数値が検出されたとき その他市長が必要と認めるとき
災害対策本部	<ol style="list-style-type: none"> 原災法第15条に基づき、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出したとき その他市長が必要と認めるとき

(2) 廃止基準

市長は、原子力施設の事故が終結し、緊急事態応急対策が完了した又は対策の必要がなくなると認めるときは、本部を廃止する。

(3) 災害対策本部の組織等

災害対策本部の組織については、青森市災害対策本部に関する規則（平成 17 年 4 月 1 日）に準ずる。

第5節 防災業務関係者の安全確保

市は、緊急事態応急対策に係わる市職員、消防職員及び医療関係者等の防災業務関係者の安全確保を図るものとする。

1. 基本方針

市は、防災業務関係者が被ばくするおそれのある環境下で活動する場合には、災害対策本部及び現場指揮者との連携を密にし、適切な被ばく管理を行うものとする。また、二次災害の防止に万全を期するため、被ばくするおそれのある環境下で作業する場合の防災業務従事者相互の安全チェック体制を整えるなど安全管理に配慮するものとする。

2. 防護対策

本部長（市長）は、必要に応じ、市の防災業務関係者に対し、防護服、防護マスク、線量計等の防護資機材の装着及び安定ヨウ素剤の配備等必要な措置を図るよう指示するものとする。また、防護資機材に不足が生じた場合、又は生じるおそれがある場合には、県災害対策本部及び関係機関に対し防護資機材の調達の要請を行うものとする。

3. 被ばく管理

防災業務関係者の被ばく線量については、国の防災業務関係者の放射線防護に係る指標によると実効線量で50ミリシーベルトが上限とされている。

ただし、災害の拡大の防止及び人命救助等緊急かつやむを得ない作業を実施する場合の被ばく線量は、実効線量で100ミリシーベルトが上限とされている。

市は、防災業務関係者の被ばく線量を少なくするように配慮するものとする。

また、本部長（市長）は、市の防災業務関係者の被ばく管理を行うものとし、緊急事態応急対策活動を行う市の防災業務関係者の安全確保のための資機材を確保するものとする。

第6節 屋内退避及び避難収容等の防護活動

1. 屋内退避及び避難誘導等の防護活動の実施

(1) 原子力発電所の場合

市は、県がPAZ及びUPZ圏内で予防的防護措置（避難）を実施した場合には、市民に対し必要に応じて、予防的防護措置（屋内退避）を行う可能性がある旨の注意喚起を行うものとする。

市は、本市が避難対象区域となった場合には、市民等の避難誘導を行うものとし、県と協力し避難やスクリーニング場所の所在、災害の概要その他避難に資する情報の提供に努めるものとする。また、市は、これらの情報について、原子力災害現地対策本部等及び県に対しても情報提供するものとする。

屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施にあたっては、放射線の影響を受けやすい乳幼児等について十分配慮するものとする。

市は、避難のための立ち退きの勧告又は指示等を行った場合は、市民等の避難状況を確認するものとする。また、避難状況の確認結果については、県に対しても情報提供するものとする。また、避難状況の確認結果については、原子力災害現地対策本部等及び県に対しても情報提供するものとする。

(2) 原子燃料サイクル施設等の場合

市は、原子力緊急事態宣言が発出された場合において、内閣総理大臣の指示に従い、避難のための立退き又は屋内への退避の勧告又は指示の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施するとともに、避難の支援が必要な場合には県と連携し国に要請するものとする。

市は、本市が避難対象区域となった場合には、市民等の避難誘導を行うものとし、県と協力し避難所の所在、災害の概要その他避難に資する情報の提供に努めるものとする。

市は、避難のための立ち退きの勧告又は指示等を行った場合は、市民等の避難状況を確認するものとする。また、避難状況の確認結果については、県に対しても情報提供するものとする。

2. 退避措置等の決定

(1) 防護対策区域の設定

市は、国の原子力災害対策指針及び原子力災害時の退避・避難等のための初期活動開始指標に基づき、次の場合には防護対策区域を設定し、屋内退避、コンクリート屋内退避又は避難の措置を講じるものとする。

原子力災害合同対策協議会の検討結果を踏まえ国又は県から避難等の指示があったとき。

本部長(市長)が次の退避等のための初期活動開始に関する指標をもとに避難等を要すると独自に判断したとき。

(2) 屋内退避

屋内退避は、建家の遮へい効果による外部被ばくの低減と、建家の気密性を高めて屋内への放射性物質の侵入の防止を図り、内部被ばくの低減を期待するもので、避難に比べて混乱の発生する可能性が比較的少なく、予測線量があまり高くないときに有効と考えられている。

(3) コンクリート屋内退避

コンクリート屋内退避は、コンクリート建家の遮へい効果による外部全身被ばくの低減及び建家の気密性による甲状腺被ばく等の低減が相当期待できることから、防護対策として重要視されている。なお、コンクリート屋内退避では、屋外にとどまっていたときと比べ、コンクリート建家、石造り建物ではガンマ線による被ばく線量は3/5から1/5に低減されることが期待されている。また、体内への放射性ヨウ素の取り込みを低減する効果では、屋外にとどまっていたときと比べ、コンクリートのような気密性の高い建物で1/20から1/70、通常の換気率の建物で1/4から1/10に低減できるとされている。

(4) 避難

避難は、放射性プルームから遠く離れ、放射線の外部被ばく及び放射性物質の吸入による内部被ばくを避けるための一手段である。ただし、避難による被ばくの低減化が有効であるのは、放射性物質の大量の放出までに十分な時間的余裕があり、長時間放出が予想され、しかも避難によらなければ相当な被ばくを避け得ない場合である。したがって、放射性物質の放出が短時間で終ると予測される場合は、必ずしも避難が最善の方策とは限らないことに留意する。

(参考)【原子力災害時の退避・避難のための初期活動開始指標】

	予測線量		避難のための初期活動 (防護対策)
	外部被ばくによる 実効線量 (外部全身)	内部被ばくによる 甲状腺の等価線量 (甲状腺)	
第1レベル	5～10mSv	50～100mSv	屋内退避
第2レベル	10～50mSv	100～500mSv	コンクリート屋内退避
第3レベル	50mSv以上	500mSv以上	避難

(注) 外部被ばくによる実効線量及び放射性ヨウ素による甲状腺の等価線量が同一レベルにないときは、これらのうちいずれか高いレベルに応じた防護対策をとる。

3. 屋内退避の指示・伝達

(1) 状況の把握

市は、屋内退避の指示を受けた地域を確認するとともに、事故の概要、放射性物質又は放射線の放出状況、今後の予測及び環境への影響などの最新情報を把握する。

(2) 指示事項の伝達

市は、屋内退避区域内の市民等、学校、社会福祉施設等に対して、あらゆる広報媒体を用いて、屋内退避指示を伝達する。

(3) 屋内退避にかかる伝達事項

市は、屋内退避を実施するときは屋内退避区域内の市民等、学校、社会福祉施設等に対し、次の事項を伝え、指示の徹底を図る。

伝達事項

- ・市本部からの緊急通報であること
- ・事故の概要
- ・放射性物質又は放射線の放出状況、今後の予測及び環境への影響
- ・応急対策の状況及び今後とるべき措置
- ・屋内退避措置をとること及び対象地区
- ・屋内退避にあたっての注意事項（窓を閉め気密性に配慮するなど）
- ・飲料水、飲食物等の摂取制限に関する事項
- ・その他必要事項

日常からの留意事項

- ・市民等は、原則として屋内に留まる
- ・外出中の市民等に対しては、速やかに帰宅する
- ・直ちに帰宅が困難な市民等に対しては、最寄りの公共施設に退避する
- ・すべての窓、扉等の開口部を閉鎖する
- ・すべての空調設備、換気扇等を止め、屋内への外気の流入を防止する

- ・できるだけ窓際を離れて屋内の中央にとどまる
- ・食料品の容器にはフタ又はラップをする
- ・屋内に保管してある飲食物は摂取して差し支えない
- ・テレビ、ラジオ及び防災行政無線等による県及び市からの指示、伝達及び災害の情報に留意する
- ・電話による問い合わせは控える

(4) 防災関係機関への協力要請

市は、屋内退避を指示する場合は、青森県警察、青森消防本部、その他防災関係機関にその指示内容を伝達するとともに協力を要請し、密接な連携をとりながら実施する。

4. 屋内退避の解除

(1) 状況の把握

市は、屋内退避の指示を解除する地域を確認するとともに、放射性物質又は放射線の放出状況、今後の予測及び環境への影響などの最新情報、その他屋内退避の解除にかかる留意事項を把握する。

(2) 屋内退避解除の伝達

市は、全ての市民等、学校、社会福祉施設等に対して、防災行政無線、広報車等のあらゆる広報手段により屋内退避が解除されたことを伝達する。また、災害の現況、今後の予測等必要な情報及び屋内退避解除にかかる留意事項を広報するとともに、引き続き、テレビ、ラジオ等からの情報に留意するよう周知を図り、社会的な混乱の防止に努める。

5. 避難所の開設及び運営

(1) 避難所の開設

市は、県と連携し、緊急時に必要に応じ避難及びスクリーニング等の場所の開設、市民等に対する周知徹底を行うとともに、広域避難対象市町村が行う避難及びスクリーニング等の場所の開設、市民等に対する周知徹底について支援するものとする。また、状況に応じあらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、施設管理者の同意を得て避難所として開設するよう努めるものとする。

(2) 避難者情報の把握

市は、県と連携し、それぞれの避難所に収容されている避難者に係る情報の早期把握に努め、国等への報告を行うものとする。

(3) 避難所の適正運営

市は、県の協力のもと、避難所における生活環境が常に良好であるよう、必要な対策を講じるものとする。

(4) 避難者の心のケア

避難所における避難者は、生活環境の激変に伴い、心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、市は、県及び避難対象市町村と連携し、常に良好な衛生状

態を保つように努めるとともに、被災者の健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行うものとする。特に、災害時要援護者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉避難所等での受入れ、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。また、市は、県及び避難対象市町村と連携し、保健師等による巡回健康相談等を実施するものとする。

(5) 男女共同参画の視点を取り入れた避難所運営

市は、県の協力のもと避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等、男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。

(6) 避難者の住生活確保

市は、国、県及び避難対象市町村と連携し、避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空き家等利用可能な既存住宅のあっ旋及び活用等により、避難所の早期解消に努めるものとする。

6. 広域一時滞在

(1) 広域一時滞在に係る協力要請

市は、災害の規模、避難者数、収容状況、避難の長期化等に鑑み、区域外への広域的な避難及び避難所、応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れ要請については、当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れ要請については、県に対し当該他の都道府県との協議を求めるものとする。

(2) 広域一時滞在受入施設の確保

市は、避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの広域避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ指定しておくよう努めるものとする。

(3) 広域一時滞在先の市民周知

広域一時滞在先については、避難先の決定後に速やかに市民等へ周知伝達し、迅速な避難を呼びかけるものとする。

(4) 広域一時滞在に係る避難誘導、避難支援

広域一時滞在に関しては、自家用車による避難を前提とし、市民等の円滑な避難の実施に当たり、国、県等の関係機関と連携し避難誘導及び避難支援を行う。

【広域一時滞在に係る避難誘導、避難支援等の対応方針】

広域一時滞在については、自家用車による避難を前提とする。また、交通渋滞を避けるため、自家用車の相乗りを推奨する。自家用車で避難できない住民は、市があらかじめ定める集合場所へ参集の上、避難バス等で避難する。

避難用車両等の確保については、バス事業者に対し要請する。また、避難用車両等が不足する場合は、県に対し必要な避難用車両等の確保を要請する。

避難路は、緊急輸送道路である国道及び高速道路などの幹線道路を主体とし、高速道路が使用できる場合は、高速道路を積極的に活用する。実際の避難路は、避難受入先市町村及び受入施設の決定後、国、県及び東日本高速道路㈱等から入手した渋滞状況などの交通情報並びに道路情報を踏まえ、国、県、県警察、他市町村と調整の上決定する。

輸送手段については、自家用車や避難用バスのほか、必要に応じ、鉄道、船舶、航空機等を活用するため、関係機関と適切に調整を図り確保する。

避難誘導については、県、県警察等の防災関係機関及び受入先市町村と協力し実施する。

7. 広域一時滞在者の受入

市は、県等から、市町村の区域を越えて避難者の受入要請があった場合には、収容施設の供与及びその他の災害救助の実施に協力するものとし、避難対象市町村とあらかじめ調整した施設を避難所として開設し、その結果を県に対して報告するものとする。また、必要に応じあらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、施設管理者の同意を得て避難所として開設するよう努めるものとする。

8. 避難の際の市民等に対するスクリーニング等の実施

市は、県が避難区域等から避難した住民に対し実施するスクリーニング及び除染に対し協力するものとする。

【汚染スクリーニング及び除染】

原子力規制委員会が定める原子力災害対策指針(平成25年6月5日全部改正)

スクリーニングによる汚染程度の把握は、吸入及び経口摂取による内部被ばくの抑制及び皮膚被ばくの低減、汚染の拡大防止のために不可欠であり、医療行為を円滑に実施するためにも実施しなければならない。汚染スクリーニングの実施に当たっては、必要な対象(人体、物品等)全てに対して実施できる場所であり、かつ可能な限りバックグラウンドの値が低い場所を選定し実施することが望ましい。

避難及び一時移転の対象となった住民については、移転先において汚染スクリーニングを行い、基準値を超えた場合には除染を行うものとする。

体表面汚染スクリーニング

避難所等で実施する体表面汚染スクリーニングにおいてO I L 4を超える場合は、その場での実効性を勘案して、簡易除染(着替え、拭き取り、簡易除染剤及びシャワーの利用等)を行うものとする。その際、吸入被ばくが懸念される場合には、鼻腔の汚染を確認するための鼻スミアを行うものとする。また、体表面が汚染している人に医療行為を行う場合には、二次汚染を防ぐため、患者を扱う医療関係者には手袋を二重に着用する等の注意を払う必要がある。

甲状腺スクリーニング

甲状腺スクリーニングは、体表面汚染スクリーニングの結果や緊急時モニタリングの結果等を踏まえ、放射線ヨウ素による被ばくが懸念される場合に行うものとする。

物品のスクリーニング

物品のスクリーニングは、その物品を取り扱う者の外部被ばくや内部被ばくの抑制及び汚染拡大防止を目的に実施するものであり、O I L 4を基準に汚染がある場合は簡易除染を行うものとする。

9. 安定ヨウ素剤の予防服用

市は、原子力災害対策指針を踏まえ、国が決定した方針に従い、又は独自の判断により、安定ヨウ素剤の予防服用に係る防護対策の指標を超える放射性ヨウ素の放出又はそのおそれがある場合には、直ちに服用対象の避難者等が安定ヨウ素剤を服用できるよう、服用にあたっての注意を払った上で、服用すべき時期及び服用の方法の指示、医師・薬剤師の確保等その他の必要な措置を講じるものとする。

(1) 配布場所及び責任者

安定ヨウ素剤の予防服用にあたっては、市民等が避難する避難所等において配布を行うこととし、避難所内に設置される救護所の責任者である医師等を配布責任者とする。

(2) 配布方法

配布にあたっては、救護所等に配置された緊急時医療チーム等の要員を配布担当者とする。

配布の際には、安定ヨウ素剤服用説明書を市民等に配布するとともに、配布責任者が、服用対象者や服用方法、副作用などについての説明を行う。

配布担当者は、配布にあたり、「安定ヨウ素剤配布状況確認表」を作成して、安定ヨウ素剤の服用対象者氏名、服用方法、配布量などについての記載を行う。

(3) 安定ヨウ素剤の予防服用に関する市民への情報提供

市は、原子力災害時に、安定ヨウ素剤の予防服用を迅速に実施するために、常日頃から市民に対し安定ヨウ素剤の予防服用の効果、服用対象者、禁忌等について情報提供を行うものとする。

10. 災害時要援護者等への配慮

(1) 市は、県及び関係機関と連携し、国の協力を得て、避難誘導、避難所での生活に関しては、災害時要援護者及び一時滞在者が避難中に健康状態を悪化させないこと等に十分配慮し、避難所での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障がい者向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。また、災害時要援護者に向けた情報の提供についても十分配慮するものとする。

(2) 病院等医療機関は、原子力災害が発生し、避難の勧告・指示等があった場合は、医師、看護師、職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に、入院患者、外来患者、見舞客等を避難又は他の医療機関へ転院させるものとする。

(3) 社会福祉施設は、原子力災害が発生し、避難の勧告・指示等があった場合は、職員の指示のもと、迅速かつ安全に、入所者又は利用者を避難させるものとする。

11. 学校施設における避難措置

(1) 学校施設において、児童生徒等の在園・在校時に原子力災害が発生し、避難の勧告・指示等があった場合は、学校施設長は、あらかじめ定めた避難計画等の手順に基づき、教職員引率のもと、迅速かつ安全に児童生徒等を避難させるものとする。

(2) 避難対象区域に含まれない学校施設において、児童生徒等の自宅が避難対象区

域に含まれ、帰宅等ができない場合は、学校施設長は、その児童生徒等を学校施設内に一時的に待機させるなど、あらかじめ定めた手順に基づき対応するものとする。

- (3) また、市は、児童生徒等を避難させた場合及びあらかじめ定めた手順に基づき、児童生徒を保護者へ引き渡した場合は、県に対し速やかにその旨を連絡するものとする。

12. 不特定多数の者が利用する施設における避難措置

市民センター、公民館、劇場等の興行場、駅、その他の不特定多数の者が利用する施設において、原子力災害が発生し避難の勧告・指示等があった場合は、係員の指示のもと避難させるものとする。

13. 警戒区域の設定、避難の勧告・指示の実効性向上のための措置

市は、警戒区域若しくは避難を勧告又は指示した区域について、居住者等の生命又は身体に対する危険を防止するため、外部から車両等が進入しないよう指導するなど、警戒区域の設定、避難勧告又は指示の実効性を上げるために必要な措置をとるよう、原子力災害現地対策本部及び関係機関等と連携した運用体制を確立するものとする。

14. 飲食物、生活必需品等の供給

- (1) 市は、災害時要援護者のニーズや男女のニーズの違い等に配慮し、被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料、毛布等の生活必需品等を確保し、ニーズに応じて供給するものとする。
- (2) 市は、備蓄物資、自ら調達した物資及び国、他の都道府県等によって調達され引き渡された物資の被災者に対する供給を行うものとする。
- (3) 市は、供給すべき物資が不足し、調達の必要がある場合には県に物資の調達を要請するものとする。

第7節 治安の確保及び火災の予防

市は、緊急事態応急対策実施区域及びその周辺（海上を含む。）における治安の確保について治安当局と協議し、万全を期すものとする。特に、避難のための立ち退きの勧告又は指示等を行った地域及びその周辺において、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を実施し、盗難等の各種犯罪の未然防止に努めるとともに、国と協力の上、緊急事態応急対策実施区域及びその周辺における火災予防に努めるものとする。

第8節 飲食物の出荷制限及び摂取制限等

市は、国及び県からの放射性物質による汚染状況の調査の要請を受け、飲用水の検査を実施する。食品については、必要に応じ、県が行う放射性物質による汚染状況の調査に協力するものとする。また、市は、原子力災害対策指針の指標や食品衛生法上の基準値を踏まえた国及び県の指導・助言及び指示に基づき、飲食物の出荷制限、摂取制限等及びこれらの解除の周知等を行うものとする。

第9節 緊急輸送活動

1. 緊急輸送活動

(1) 緊急輸送体制の確立

市は、関係機関との連携により、輸送の優先順位、乗員及び輸送手段の確保状況、交通の混雑状況等を勘案し、円滑に緊急輸送を実施するものとする。

市は、人員、車両等の調達に関して、関係機関のほか、輸送関係省庁に支援を要請するとともに、必要に応じ、県及び周辺市町村等に支援を要請するものとする。

(2) 緊急輸送の範囲

緊急輸送の範囲は以下のものとする。

救助・救急活動、医療・救護活動に必要な人員及び資機材
負傷者、避難者等

国及び県の現地対策本部長、市町村の対策本部長等、緊急事態応急対策要員(原子力災害現地対策本部要員、原子力災害合同対策協議会構成員、国の専門家、緊急時モニタリング要員、情報通信要員等)及び必要とされる資機材
コンクリート屋内退避所、避難所を維持・管理するために必要な人員、資機材
食料、飲料水等生命の維持に必要な物資
その他緊急に輸送を必要とするもの

(3) 緊急輸送の順位

市は、緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要があるときは、次の順位を原則として調整するものとする。また、緊急事態応急対策実施区域を含む市町村及び関係機関が行う緊急輸送の円滑な実施を支援する場合にあっても同様に県等防災関係機関と調整の上、緊急輸送を行うものとする。

第1順位	人命救助、救急活動に必要な輸送
第2順位	避難者の輸送(PAZなど緊急性の高い区域からの優先的な避難)、災害状況の把握・進展予測のための専門家・資機材の輸送
第3順位	緊急事態応急対策を実施するための要員、資機材の輸送
第4順位	市民等の生活を確保するために必要な物資の輸送
第5順位	その他緊急事態応急対策のために必要な輸送

2. 緊急輸送のための交通確保

市は、交通規制に当たる県警察と緊密な連絡をとり、緊急輸送のための交通確保に必要な措置をとるものとする。

第10節 救助・救急活動及び医療措置

1. 救助・救急活動

(1) 救助・救急資機材の確保

市は、消防機関の行う救助・救急活動が円滑に行われるよう、必要に応じ県又は原子力事業者その他の民間からの協力により、救助・救急活動のための資

機材を確保するなどの措置を講ずるものとする。

(2) 応援要請

市は、災害の状況から必要と認められるときは、県、原子力事業者に対し応援を要請するものとする。

2. 医療措置

緊急被ばく医療活動等については、「青森県緊急被ばく医療マニュアル」等により実施するものとする。

(1) 緊急被ばく医療体制等

市は、県が行う緊急時における市民等の健康管理、汚染検査、除染等被ばく医療について協力するものとする。

市は、県から安定ヨウ素剤の服用の緊急時応急対策活動を実施するよう指導・助言があった場合は、市民等の放射線防護のため安定ヨウ素剤の服用を指示するものとする。

第11節 市民等への的確な情報伝達活動

不確実な情報による社会的混乱を防止するとともに、市民等の適切な判断と行動を助け安全を確保するためには、正確かつ分かりやすい情報の速やかな公表と伝達、広報活動が重要である。また、市民等から、問い合わせ、要望、意見などが数多く寄せられるため、適切な対応を行える体制を整備する。

1. 市民等への情報伝達活動

市は、情報伝達に当たって、広報紙、広報車等によるほか、テレビやラジオなどの放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。また、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、インターネット等を活用し、的確な情報を提供できるよう体制の整備に努めるものとする。

(1) 情報提供項目

異常事態が生じた施設名及び発生時刻並びに異常事態の内容
空間放射線量率の計測値等の周辺環境状況及び今後の予測
市民の採るべき行動についての指示

2. 市民等からの問い合わせに対する対応

市は、県、緊急事態応急対策実施区域を含む市町村及び関係機関等と連携し、必要に応じ、速やかに市民等からの問い合わせに対応する窓口の設置、人員の配置等を行うための体制を整備するものとする。また、市民等のニーズを見極めた上で、これらに対応するための情報の収集・整理・発信を行える体制の整備に努めるものとする。

第4章 原子力災害中長期対策

第1節 基本方針

本章は、原災法第15条第4項の規定に基づき原子力緊急事態解除宣言が発出された場

合の原子力災害事後対策を中心に示したものであるが、これ以外の場合であっても、原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応するものとする。

第2節 緊急事態解除宣言後の対応

市は、内閣総理大臣が原子力緊急事態解除宣言を発出した場合においても、引き続き存置される現地対策本部及び原子力被災者生活支援チームと連携して原子力災害事後対策や被災者の生活支援を実施するものとする。

第3節 原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定

市は、国及び県と協議のうえ、状況に応じて避難区域を見直し、原子力災害事後対策を実施すべき区域を設定するものとする。

第4節 放射性物質による環境汚染への対処

市は、国、県、原子力事業者及びその他の関係機関とともに、放射性物質による環境汚染への対処について必要な措置を講じるものとする。

第5節 各種制限措置の解除

市は、県と連携を図り、緊急時モニタリング等による地域の調査、国が派遣する専門家等の判断、国の指導・助言及び指示に基づき、原子力災害応急対策として実施された、立ち入り制限、交通規制、飲食物の出荷制限、摂取制限等各種制限措置の解除を行うものとする。

第6節 環境放射線モニタリングの結果と情報提供

市は、原子力緊急事態解除宣言後、県や関係機関が行う環境放射線モニタリングを行った結果の情報入手に努め、その情報を速やかに提供するものとする。

第7節 被災地域における被災者記録等の作成

1. 被災者の記録

市は、避難及び屋内退避の措置をとった市民等が、災害時に当該地域に所在した旨を証明し、また、避難所等においてとった措置等を記録することに協力するものとする。

2. 災害対策措置状況の記録

市は、被災地の汚染状況図、緊急事態応急対策措置及び事後対策措置を記録するものとする。

第8節 被災者等の生活再建等の支援

1. 被災者等の自立支援

(1) 市は、国及び県と連携し、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援に努めるものとする。

(2) 市は、国及び県と連携し、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置するも

のとする。居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった市町村及び避難先の市町村が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供するものとする。

- (3)市は、県と連携し、被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的、弾力的推進の手法について検討する。

第9節 風評被害等の影響の軽減

市は、国及び県と連携し、原子力災害による風評被害等の影響が軽減されるよう、農林水産業、地場産業の商品等の適正な流通の促進、観光客の減少の防止のための広報活動を行うものとする。

- (1)市は、放射能汚染への不安による消費者の買い控えや市場での取引拒否、価格低下等の風評被害を軽減するため、市内農林水産物の安全を確認するモニタリングを実施する。モニタリング結果は、新聞、テレビ、ラジオ、市ホームページ等、多様なメディアを活用して迅速に公開し全国に情報発信するものとする。
- (2)市は、市街地が放射線汚染されているとの風評により、全国からの観光客及び修学旅行生が減少することを防ぐため、国及び県等が実施するモニタリング結果を踏まえ、新聞、テレビ、ラジオ、市ホームページ等、多様なメディアを活用し、安心して本市を訪れることができるよう全国に情報発信するものとする。
- (3)市は、市内農林水産物、地場産品等の販売促進イベント、観光客誘致プロモーションを展開することにより、市内経済の復興を図るものとする。
- (4)市は、原子力災害の避難者に対して根拠のない噂や偏見による人権侵害が起こらないよう、放射能に関する正しい知識を普及するとともに、日々の暮らしの中で、避難者と互いに認め合い、人権を尊重し合えるよう、人権意識の啓発に努めるものとする。

第10節 被災中小企業等に対する支援

市は、国及び県と連携し、被災中小企業等に対し必要に応じ設備復旧資金、運転資金の貸付を行うものとする。

また、被災中小企業等に対する援助、助成措置について広く被災者に広報するとともに、相談窓口を設置するものとする。

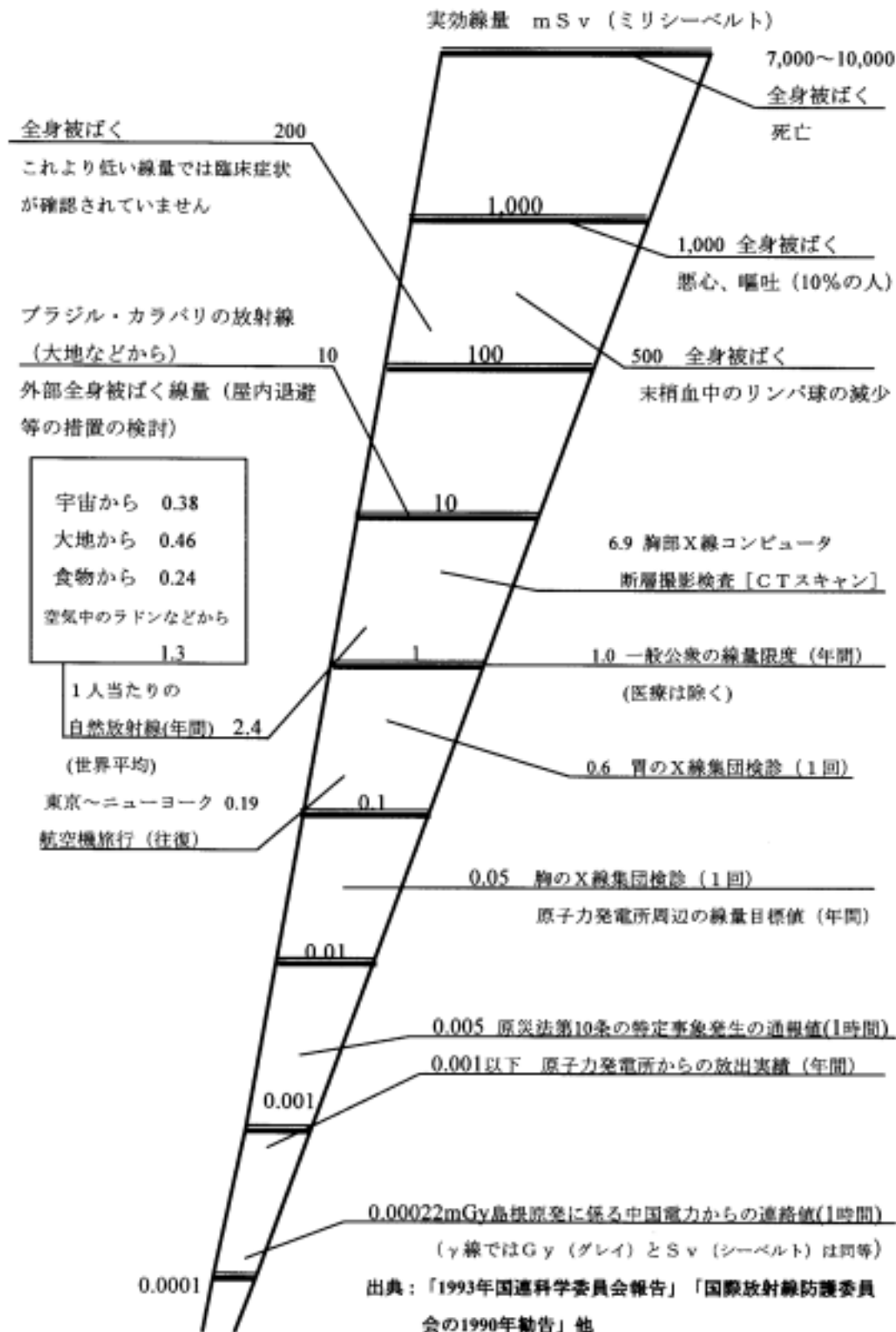
第11節 心身の健康相談体制の整備

市は、国及び県とともに、市民等に対する心身の健康に関する相談に応じるための体制を整備するものとする。

【本県における原子力災害対策を重点的に実施すべき区域を含む地域の範囲】

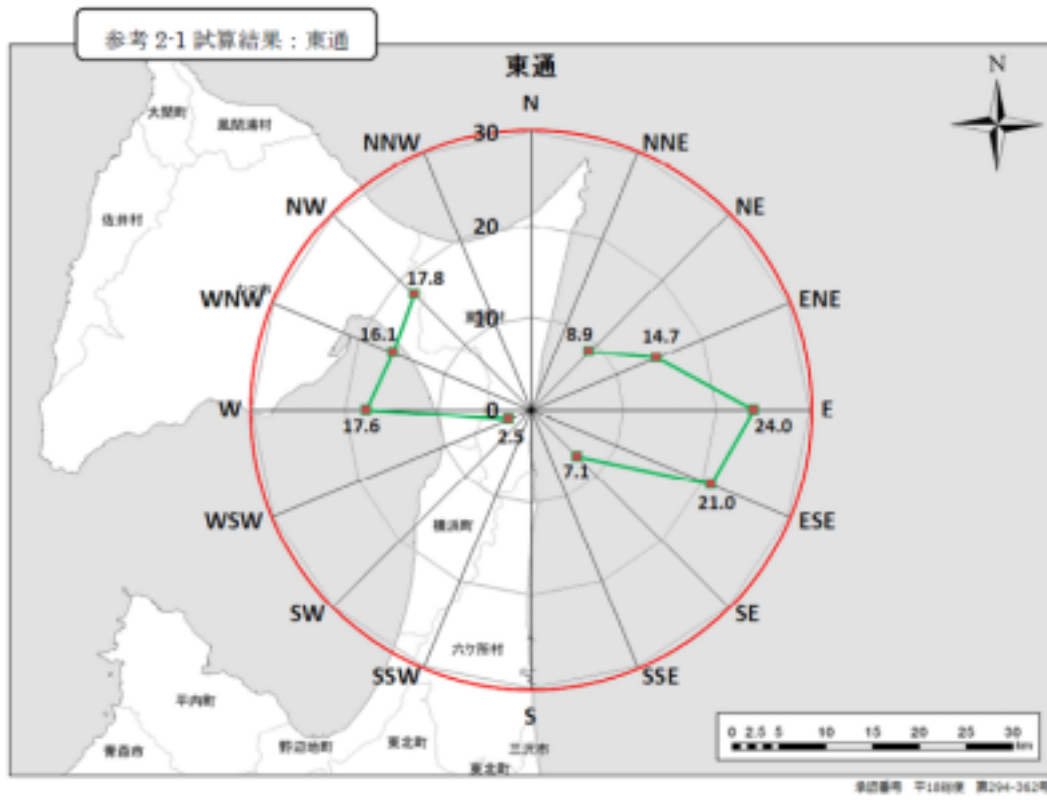
施設区分	対象施設名	原子力災害対策重点区域		
		区分	市町村	地域
原子燃料 サイクル 施設等	日本原燃㈱ ・ウラン濃縮工場 ・再処理工場 ・低レベル放射性廃棄物埋設センター ・高レベル放射性廃棄物貯蔵管理センター(公財・核物質管理センター) ・六ヶ所保障措置分析所	原子力災害対策重点区域 再処理施設を中心とした概ね半径5km	六ヶ所村 (所在市町村)	尾鮫レイクタウン、尾鮫浜、野附、尾鮫、老部川、富ノ沢、二又、第三二又、第四雲雀平、弥栄平、室ノ久保、戸鎖
原子力 発電所	東北電力㈱ ・東通原子力発電所	PAZ(予防的防護措置を準備する区域)発電所を中心し概ね半径5km	東通村 (所在市町村)	小田野沢、老部、白糖
		UPZ(緊急時防護措置を準備する区域)発電所を中心し概ね半径30km	むつ市 (関係周辺市町村)	二又、石蔵平、奥内、浜奥内、近川、中野沢、中野沢開拓、本町(むつ)、田名部町、柳町、新町(むつ)、横迎町、上川町、小川町、栗山町、女館、尻釜、赤坂、土手内、斗南丘、最花、品ノ木、酪農、松山町、金谷、金谷団地、海老川町、昭和町、緑町(むつ)、下北町、仲町、若松町、港町、南町(むつ)、赤川町、松原町、南赤川町、若生町、金曲、大曲、一里小屋、大室平、金谷沢、神山、今泉、宮ノ後、樺山、岩菜、緑ヶ丘、十二林、美里町、長坂、中央、越葉沢、南名古平、清平、名古平、南関根、北関根、高梨、水川目、美付、浜関根、出戸、川代、鳥沢、新田、上新田、山田町、松森町、荒川町、真砂町、文京町、旭町、並川町、大平町、大湊新町、大湊浜町、大湊上町、川守町、宇田町、桜木町、宇曾利川、堺田、新城ヶ沢、城ヶ沢、泉沢、永下、近沢、角違、大湊町、戸沢、田野沢、高野川、石倉、袋川、兔沢、本町(大畑)、上野、平、正津川、高持、関根橋
			野辺地町 (関係周辺市町村)	目ノ越
			横浜町 (関係周辺市町村)	雲雀平、烏帽子平、善知鳥、ちどり町、豊栄平、中吹越、吹越、百目木、幸町、松栄、向沢、向平、緑町、新丁、大町、浜町、新町、館町、旭町、花名木、塚名平、松木、大豆田、鶏沢、有畑、浜田
			六ヶ所村 (関係周辺市町村)	泊、石川、出戸、老部川、第三二又、富ノ沢、二又、第四雲雀平、尾鮫レイクタウン、尾鮫、尾鮫浜、野附、弥栄平、戸鎖、室ノ久保、千樽、新納屋

日常生活における放射線と原災法等の通報基準値

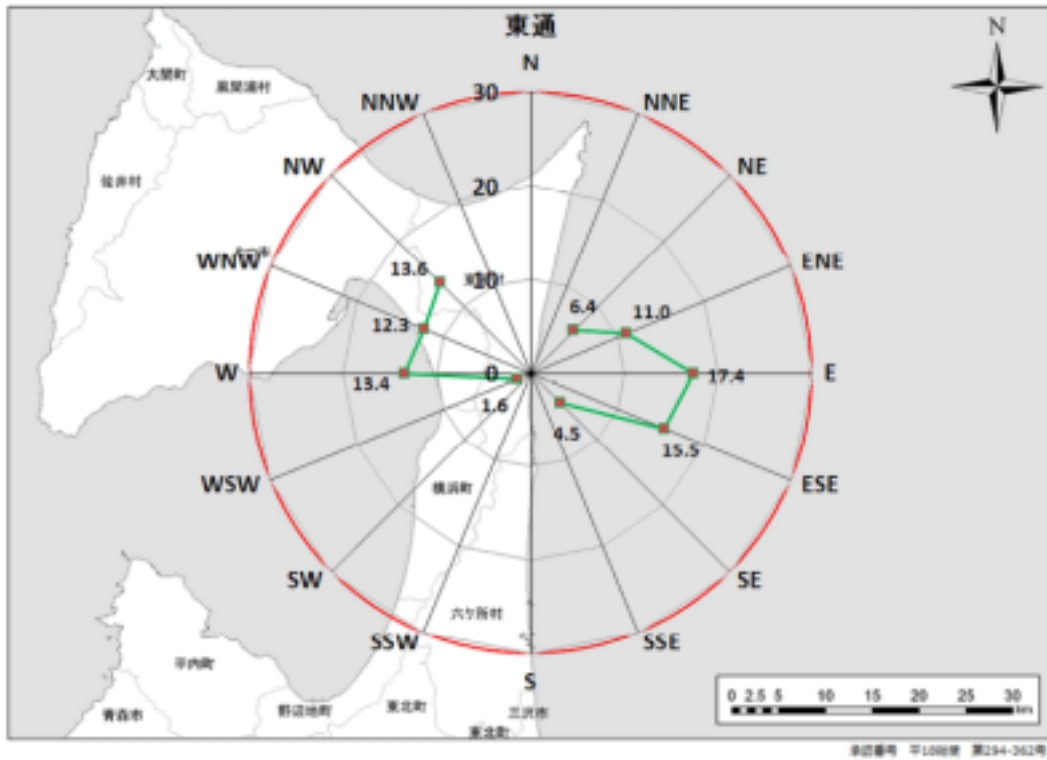


「放射性物質の拡散シミュレーション」(H24年12月)より抜粋(原子力規制庁)

外部・内部の被ばく経路の合計で実効線量が7日間で100mSv(IAEAにおいて避難が必要とすべき線量基準に準拠)



福島第一原子力発電所(1~3号機)の放射性物質量と同じと仮定した計算



サイト出力に対応した放射性物質量を仮定した計算

参考2-2 方位別のめやす線量を超える距離(東通)

単位: km

	赤色骨髄線量 (福島第一原子力発電所(1~3号機)の放射性物質質量と同じと仮定) 97%値	赤色骨髄線量 (サイト出力に対応した放射性物質質量と仮定) 97%値	実効線量 (福島第一原子力発電所(1~3号機)の放射性物質質量と同じと仮定) 97%値	実効線量 (サイト出力に対応した放射性物質質量と仮定) 97%値
N	*	*	*	*
NNE	*	*	*	*
NE	0.2	<0.2	8.9	6.4
ENE	0.5	0.3	14.7	11.0
E	0.9	0.6	24.0	17.4
ESE	0.8	0.4	21.0	15.5
SE	<0.2	<0.2	7.1	4.5
SSE	*	*	*	*
S	*	*	*	*
SSW	*	*	*	*
SW	*	*	*	*
WSW	<0.2	<0.2	2.5	1.6
W	0.6	0.3	17.6	13.4
WNW	0.6	0.3	16.1	12.3
NW	0.7	0.3	17.8	13.6
NNW	*	*	*	*

: 陸側最大方位

: 海側方位

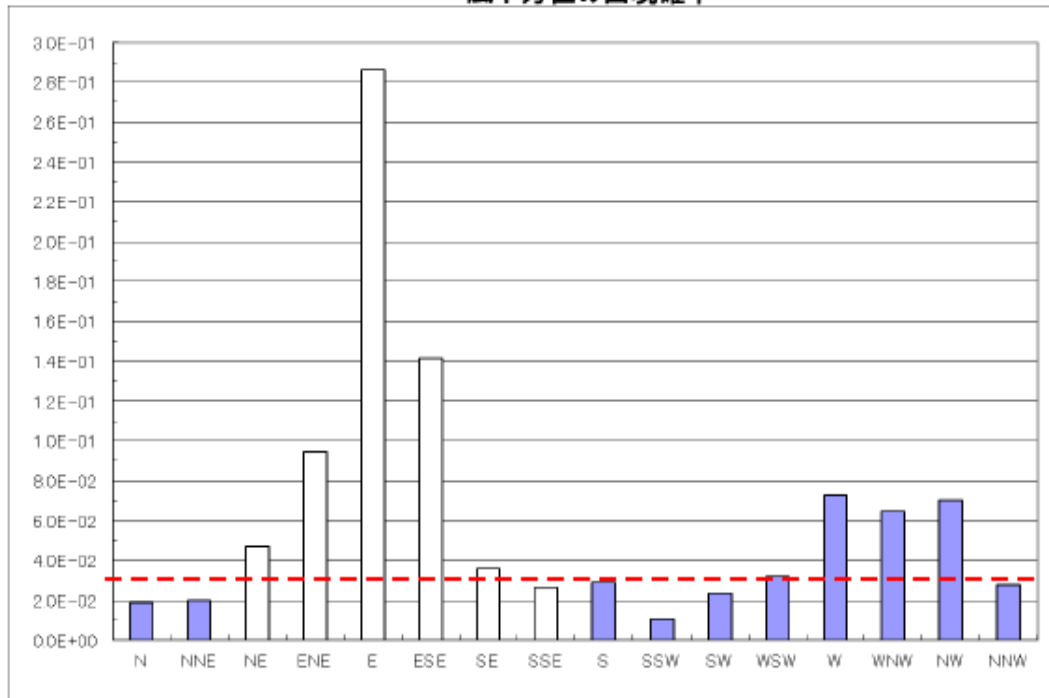
※印は、当該方位に着目した場合、97%値が出現しない場合を示す。

16方位のうち最大値となる(海側除く)

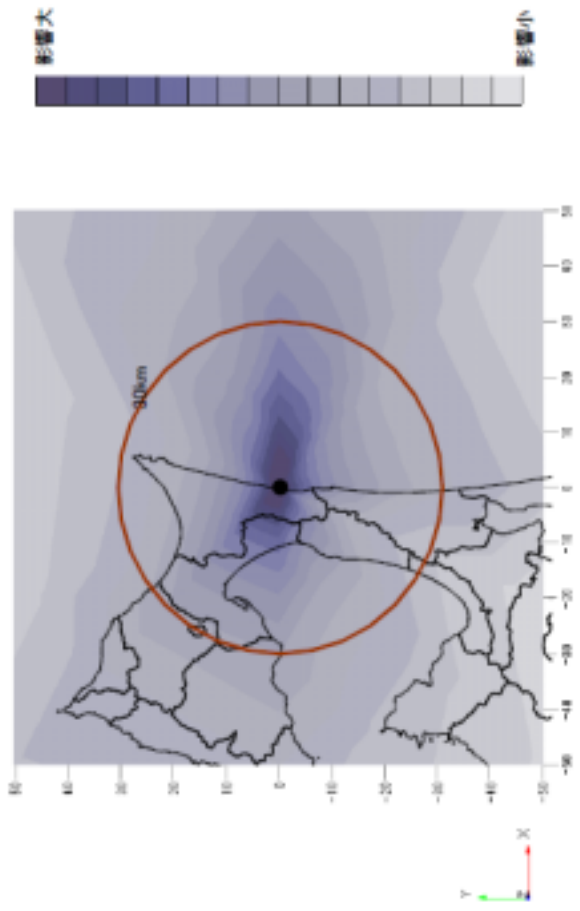
赤色骨髄線量の期待値: 0.2km、すそ値: 1.8km

実効線量の期待値: 4.0km、すそ値: 43.7km

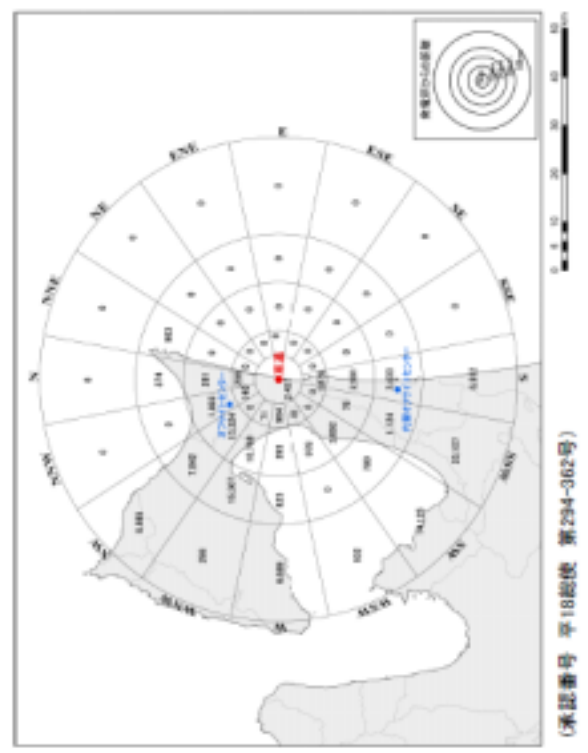
風下方位の出現確率



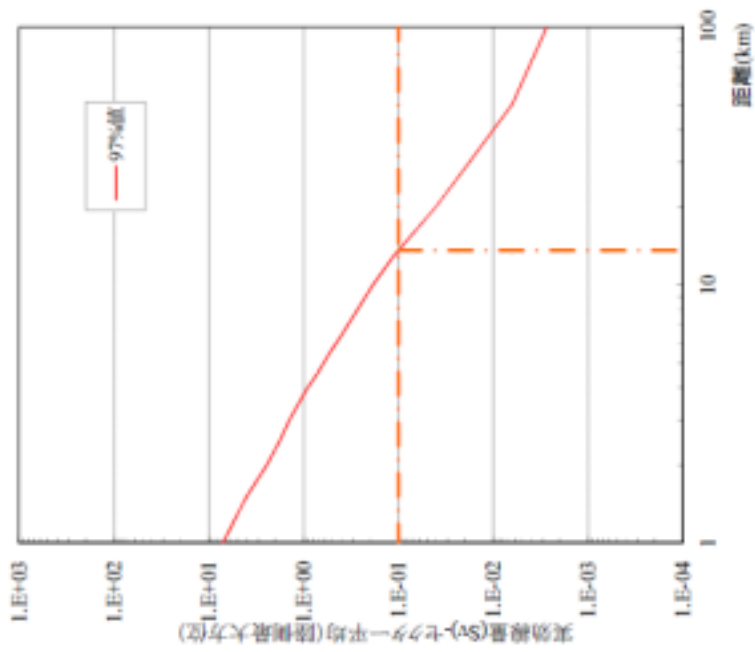
: 陸側方位



【国土数値情報(行政区域境界データ)国土交通省]を使用して作成
 実効線量の期待値によるコンタ図及び30km同心円



参考2-3 サイト出力に対応した放射線物質量を仮定した計算(東通)

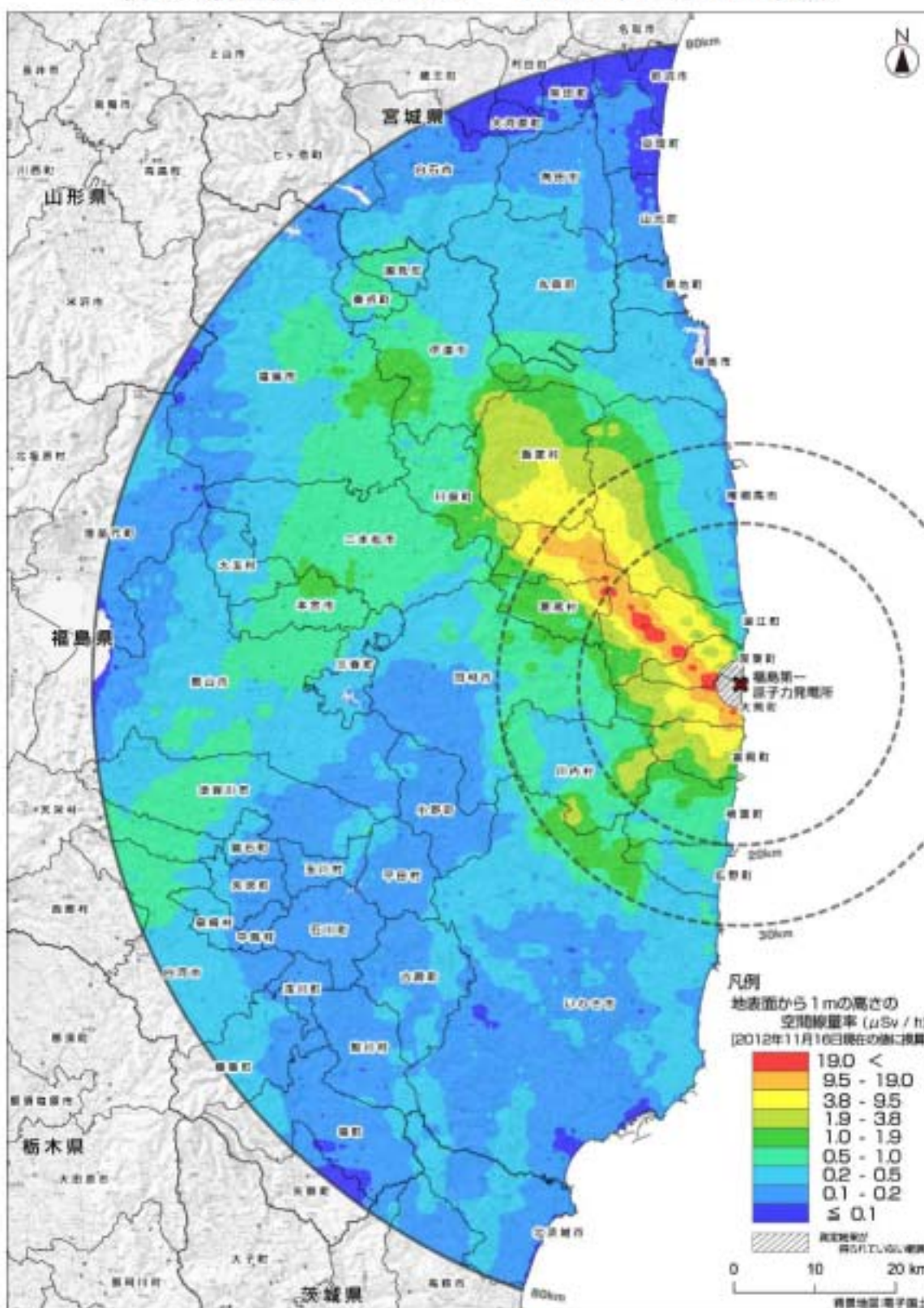


注; 陸側最大方位はNW

めやす線量を超える距離範囲

97%値	陸側最大方位 13.6 km
------	-------------------

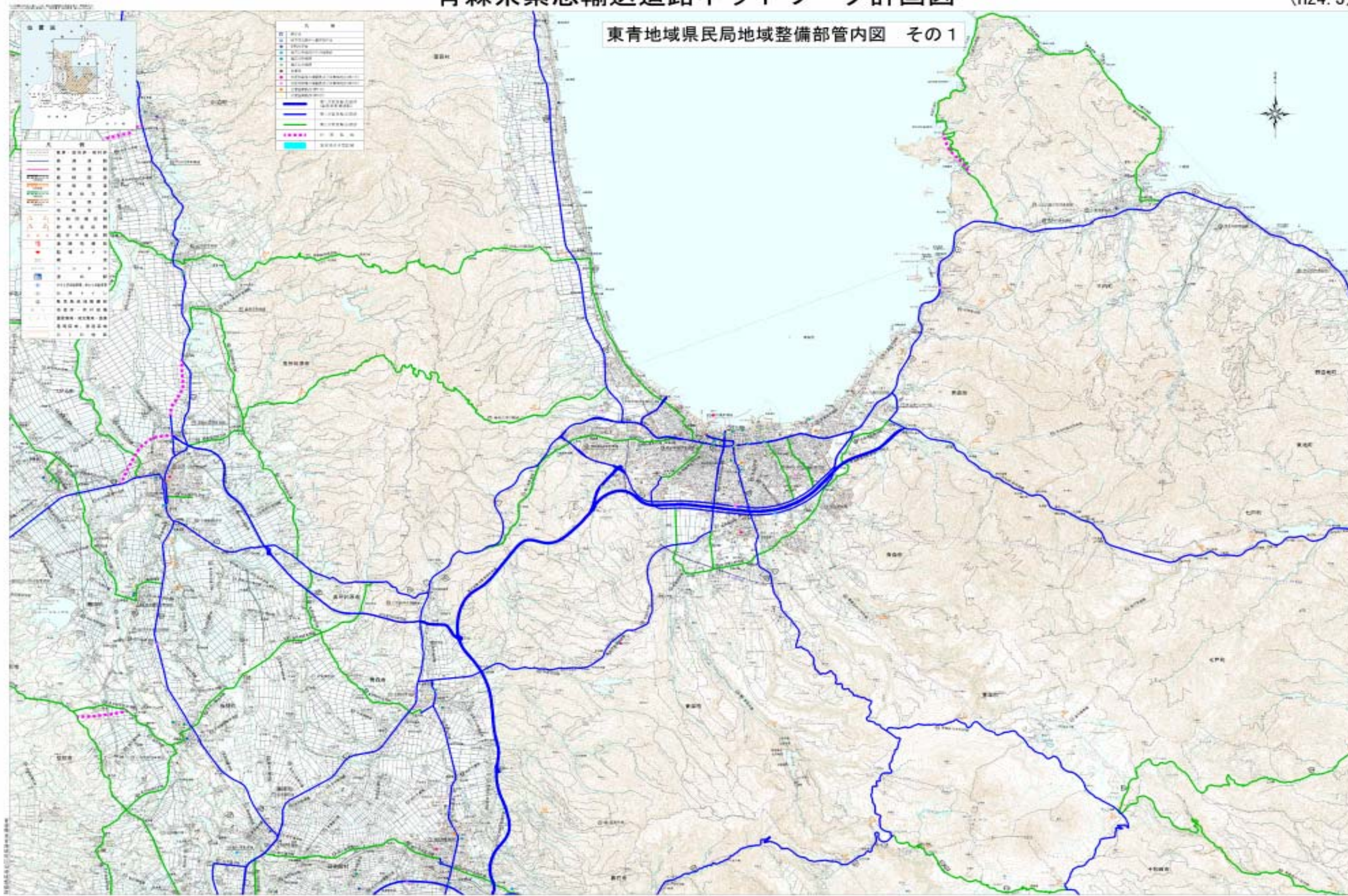
空間線量率マップ
 (福島第一原子力発電所から80km圏内の地表面から1m高さの空間線量率)
 (第6次航空機モニタリング 平成24年11月16日時点)



出展：文部科学省

青森県緊急輸送道路ネットワーク計画図

東青地域県民局地域整備部管内図 その1



原子力事業者、国、地方公共団体が採ることを想定される措置等(1/2)

		PAZ(～概ね5km)				UPZ(概ね5～30km)				UPZ外(概ね30km～) 防護措置や協力などが必要と判断された範囲に限る。				
		体制整備	情報提供	モニタリング 1	防護措置	体制整備	情報提供	モニタリング 1	防護措置	体制整備	情報提供	モニタリング 1	防護措置	
緊急事態区分	警戒事態	原子力事業者	・要員参集 ・情報収集・連絡体制の構築	・国へ通報	・敷地境界のモニタリング	-	-	-	-	-	-	-	-	
		地方公共団体	・要員参集 ・情報収集・連絡体制の構築	・住民等への情報伝達	・平常時モニタリングの強化	【避難】 ・要援護者等の避難準備(避難先、輸送手段の確保等)	・要員参集 ・情報収集・連絡体制の構築	-	・平常時モニタリングの強化	-	・要員参集 ・情報収集・連絡体制の構築	-	・緊急時モニタリングの準備のための調整	・【避難】 要援護者等の避難準備(避難先、輸送手段の確保等)への協力
		国	・要員参集 ・情報収集・連絡体制の構築 ・現地派遣の準備	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの準備	【避難】 ・自治体に要援護者等の避難準備(避難先、輸送手段の確保等)を指示	・自治体への参集要請	・報道機関等を通じた情報提供	・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの準備	-	・自治体への参集要請	・報道機関等を通じた情報提供	・緊急時モニタリングの準備のための調整	【避難】 ・自治体に要援護者等の避難準備(避難先、輸送手段の確保等)への協力を要請
	施設敷地緊急事態 ただし、一部事象については全国緊急事態に変更。	原子力事業者	・要員追加参集	・国及び自治体へ通報	・敷地境界のモニタリング	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		地方公共団体	・要員追加参集 ・国及び他の自治体に応援要請	・住民等への情報伝達 ・今後の情報について住民等への注意喚起	・緊急時モニタリングの実施	【避難】 ・要援護者等の避難の実施 ・避難準備(避難先、輸送手段の確保等) 【安定ヨウ素剤】 ・安定ヨウ素剤の服用準備(配布等)	・要員参集 情報収集・連絡体制の構築	・住民等への情報伝達 ・今後の情報について住民等への注意喚起	・緊急時モニタリングの実施	【屋内退避】 ・屋内退避準備	・要員参集 ・情報収集・連絡体制の構築	・住民等への情報伝達 ・今後の情報について住民等への注意喚起	・緊急時モニタリングの準備	【避難】 ・要援護者等の避難受入れ ・避難準備(避難先、輸送手段の確保等)への協力
		国	・要員追加参集 ・現地派遣の実施 ・現地追加派遣の準備	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・緊急時モニタリングの実施 ・緊急時モニタリングの指示 ・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの支援	【避難】 ・自治体に要援護者等の避難の実施を指示 ・自治体に避難準備(避難先、輸送手段の確保等)を指示 【安定ヨウ素剤】 ・自治体に安定ヨウ素剤の服用準備(配布等)を指示	-	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・緊急時モニタリングの実施 ・緊急時モニタリングの指示 ・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの支援	【屋内退避】 ・自治体に屋内退避準備を指示	・自治体への参集要請	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの支援	【避難】 ・自治体に要援護者等の避難受入れを要請 ・自治体に避難準備(避難先、輸送手段の確保等)への協力を要請
	全面緊急事態 ただし、一部事象については原災法1条より変更。	原子力事業者	・要員追加参集	・国及び自治体へ通報	・敷地境界のモニタリング	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		地方公共団体	・要員追加参集	・住民等への情報伝達	・平常時モニタリングで設置されているモニタリングポストによる測定	【避難】 ・避難の実施 【安定ヨウ素剤】 ・住民等への安定ヨウ素剤の服用を指示	・国及び他の自治体に応援要請	・住民等への情報伝達	・緊急時モニタリングの実施	【屋内退避】 ・屋内退避の実施 【安定ヨウ素剤】 ・安定ヨウ素剤の服用準備(配布等) 【防護措置基準に基づく防護措置への対応】 ・避難、一時移転、体表面除染の準備(避難、一時移転先、輸送手段、スクリーニング場所の確保等)	・要員参集 ・情報収集・連絡体制の構築	・住民等への情報伝達	・緊急時モニタリングの実施	【避難】 ・避難の受入れ 【安定ヨウ素剤】 安定ヨウ素剤の服用準備(配布等) 【防護措置基準に基づく防護措置への対応】 避難、一時移転、体表面除染の準備(避難、一時移転先、輸送手段、スクリーニング場所の確保等)への協力
		国	・要員追加参集 ・現地追加派遣の実施	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・緊急時モニタリングの実施 ・緊急時モニタリングの指示 ・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの支援	【避難】 ・自治体に避難の実施(移動が困難な者の一時避難を含む)を指示 【安定ヨウ素剤】 ・自治体に安定ヨウ素剤の服用を指示	・現地追加派遣の準備	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・緊急時モニタリングの実施 ・緊急時モニタリングの指示 ・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの支援	【屋内退避】 ・自治体に屋内退避の実施を指示 【安定ヨウ素剤】 ・自治体に安定ヨウ素剤の服用準備(配布等)を指示 【防護措置基準に基づく防護措置への対応】 ・避難、一時移転、体表面除染の準備(避難、一時移転先、輸送手段、スクリーニング場所の確保等)を指示	・自治体への参集要請	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの支援	【避難】 自治体に避難の受入れを要請 【安定ヨウ素剤】 ・自治体に安定ヨウ素剤の服用準備(配布等)を指示 【防護措置基準に基づく防護措置への対応】自治体に避難、一時移転、体表面除染の準備(避難、一時移転先、輸送手段、スクリーニング場所の確保等)への協力を要請

注)本イメージは各主体の一般的な行動を例示しており、各地域においては、地域の特性等に応じて防護措置に係る各主体の行動をとることとする。

1・・・モニタリングに関しては、さらに検討を行った上で記載を追加・修正する。
原子力災害対策指針(平成25年9月5日全部改正)より抜粋

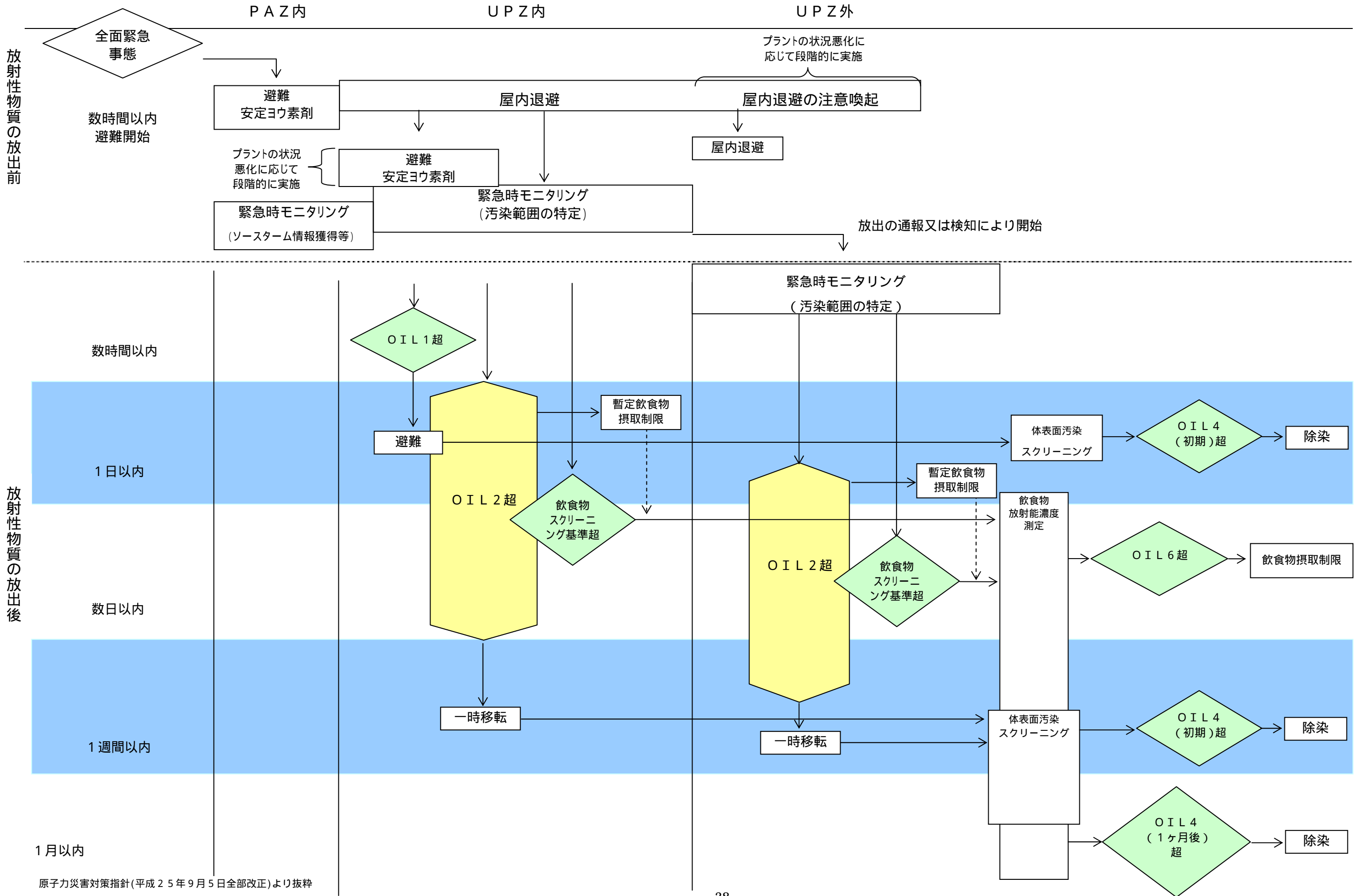
原子力事業者、国、地方公共団体が採ることを想定される措置等（2 / 2）

注）本イメージは各主体の一般的な行動を例示しており、各地域においては、地域の特性等に応じて防護措置に係る各主体の行動を取ることとする。

		P A Z（～概ね5 km）				U P Z（概ね5～30 km）				U P Z外（概ね30 km～）				
		体制整備	情報提供	モニタリング ₁	防護措置	体制整備	情報提供	モニタリング ₁	防護措置	体制整備	情報提供	モニタリング ₁	防護措置	
O I L	O I L 1	原子力事業者	-	-	-	-	・国及び自治体へ通報	-	-	-	-	-	-	-
		公共団体	-	-	-	-	・住民等への情報伝達	・緊急時モニタリングを実施	【避難】 ・避難の実施	-	-	-	【避難】 ・(近)避難の実施	【避難】 ・(遠)避難の受入れ
		国	-	-	-	-	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・モニタリング情報の収集・分析 ・モニタリングの支援 ・緊急時モニタリングの支援	【避難】 ・避難範囲の決定 ・自治体に避難の実施(移動が困難な者の一時避難を含む)を指示	-	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	-	【避難】 ・避難範囲の決定 ・(近)自治体に避難の実施を指示	【避難】 ・(遠)自治体に避難受入れを要請
	飲食物に係るスクリーニング基準	原子力事業者	-	-	-	-	・国及び自治体へ通報	-	-	-	-	-	-	-
		公共団体	-	-	-	-	・住民等への情報伝達	・緊急時モニタリングを実施	【飲食物摂取制限】 ・個別品目の放射性物質の濃度測定	-	・住民等への情報伝達	・緊急時モニタリングの実施	【飲食物摂取制限】 ・個別品目の放射性物質の濃度測定	-
		国	-	-	-	-	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・モニタリング情報の収集・分析 ・モニタリングの支援 ・緊急時モニタリングの支援及び実施	【飲食物摂取制限】 ・放射性物質の濃度測定すべき範囲の決定 ・自治体に個別品目の放射性物質の濃度測定を指示	-	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの支援及び実施	【飲食物摂取制限】 ・放射性物質の濃度測定すべき範囲の決定 ・自治体に個別品目の放射性物質の濃度測定を指示	-
	O I L 4	原子力事業者	-	-	-	-	・国及び自治体へ通報	スクリーニングへの協力	-	-	-	-	・スクリーニングへの協力	-
		公共団体	-	-	-	-	・住民等への情報伝達	・スクリーニングの実施	【体表面除染】 ・体表面除染の実施	-	・住民等への情報伝達	・スクリーニングの実施	【体表面除染】 ・体表面除染の実施	-
		国	-	-	-	-	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・スクリーニング情報の収集・分析 ・スクリーニングの支援	【体表面除染】 ・体表面除染の実施の指示	-	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・スクリーニング情報の収集・分析 ・スクリーニングの支援	【体表面除染】 ・体表面除染の実施の指示	-
	O I L 2	原子力事業者	-	-	-	-	・国及び自治体へ通報	-	-	-	-	-	-	-
		公共団体	-	-	-	-	・住民等への情報伝達	・緊急時モニタリングを実施	【一時移転】 ・一時移転の実施	-	・住民等への情報伝達	・緊急時モニタリングの実施	【一時移転】 ・(近)一時移転の実施	【一時移転】 ・(遠)一時移転の受入れ
		国	-	-	-	-	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの支援	【一時移転】 ・一時移転範囲の決定 ・自治体に一時移転の実施を指示	-	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの支援	【一時移転】 ・一時移転範囲の決定 ・(近)自治体に一時移転の実施を指示	【一時移転】 ・(遠)自治体に一時移転の受入れを要請
	O I L 6	原子力事業者	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		公共団体	-	-	-	-	・住民等への情報伝達	・個別品目の放射性物質の濃度測定を実施	【飲食物摂取制限】 ・飲食物摂取制限の実施	-	・住民等への情報伝達	・個別品目の放射性物質の濃度測定を実施	【飲食物摂取制限】 ・飲食物摂取制限の実施	-
		国	-	-	-	-	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・個別品目の放射性物質の濃度測定結果の収集・分析 ・個別の放射性物質の濃度測定を実施	【飲食物摂取制限】 ・摂取制限品目の決定 ・自治体に飲食物摂取制限の実施を指示	-	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・個別品目の放射性物質の濃度測定結果の収集・分析 ・個別の放射性物質の濃度測定を実施	【飲食物摂取制限】 ・摂取制限品目の決定 ・自治体に飲食物摂取制限の実施を指示	-

1...モニタリングに関しては、さらに検討を行った上で記載を追加・修正する。
2...緊急事態区分の全面緊急事態においてP A Z内は避難を実施していることが前提。

防護措置実施のフローの例



原子力災害対策指針(平成25年9月5日全部改正)より抜粋

【OILと防護措置について】

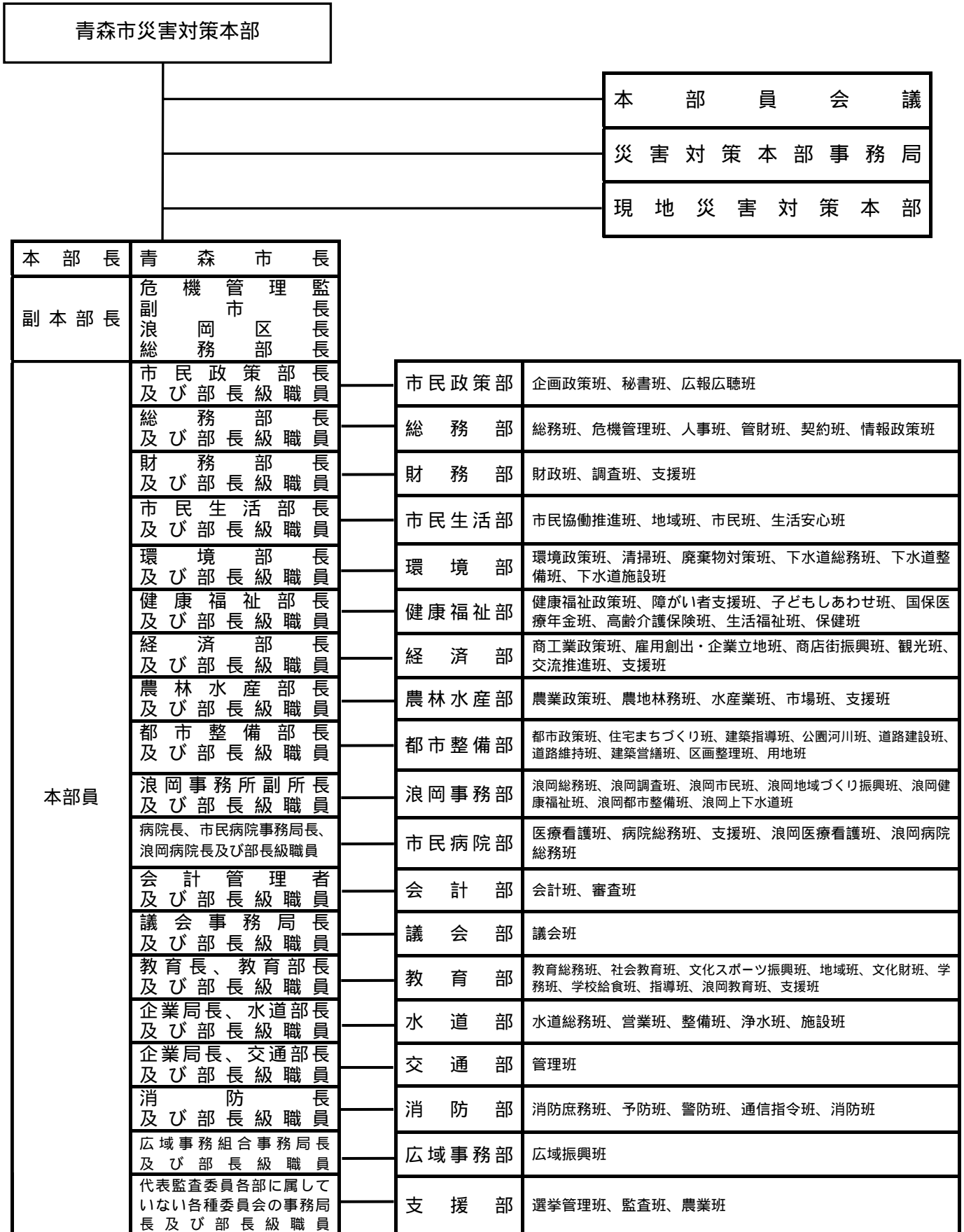
(OIL：運用上の介入レベル (Operational Intervention Level) 放射線防護を実施する判断基準)

	基準の種類	基準の概要	初期設定値 1			防護措置の概要
緊急防護措置	OIL 1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μSv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ²⁾)			数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)
	OIL 4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	線:40,000 cpm ³ (皮膚から数cmでの検出器の計数率) 線:13,000cpm ⁴ [1ヶ月後の値] (皮膚から数cmでの検出器の計数率)			避難基準に基づいて避難した避難者等をスクリーニングして、基準を超える際は迅速に除染。
早期防護措置	OIL 2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物 ⁵ の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μSv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ²⁾)			1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1週間程度内に一時移転を実施。
飲食物摂取制限 ⁹	飲食物に係るスクリーニング基準	OIL 6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 μSv/h ⁶ (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ²⁾)			数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。
	OIL 6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種 ⁷	飲料水 牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他	1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施。
			放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg ⁸	
			放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg	
			プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg	
		ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg		

- 1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いる OIL の値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合には OIL の初期設定値は改定される。
- 2 本値は地上1mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。
- 3 我が国において広く用いられている 線の入射窓面積が 20cm² の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約 120Bq/cm² 相当となる。他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度より入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。
- 4 3と同様、表面汚染密度は約 40Bq/cm² 相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、計数率の換算が必要である。
- 5 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの(例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳)をいう。
- 6 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。
- 7 その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、IAEAのGSG-2におけるOIL6の値を参考として数値を設定する。
- 8 根菜、芋類を除く野菜類が対象。
- 9 IAEAでは、OIL6に係る飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間に暫定的に飲食物摂取制限を行うとともに、広い範囲における飲食物のスクリーニング作業を実施する地域を設定するための基準であるOIL3、その測定のためのスクリーニング基準であるOIL5が設定されている。ただし、OIL3については、IAEAの現在の出版物において空間放射線量率の測定結果と暫定的な飲食物摂取制限との関係が必ずしも明確でないこと、また、OIL5については我が国において核種ごとの濃度測定が比較的容易に行えることから、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。

【災害対策本部組織機構図】

[資料 9]



【本部の組織及び分掌事務】

部名	部長	班名	班長	分掌事務	班員
市民政策部	市民政策部長	企画政策班	企画課長 政策推進課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 市民政策部の連絡調整に関すること。 2 市民政策部関係の被害調査及び被害報告に関すること。 3 市民政策部の管理に係る施設・設備の応急対策に関すること。 4 災害関係の陳情に関すること。 	企画課職員 政策推進課職員
		秘書班	秘書課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 本部長及び副本部長(副市長)の秘書に関すること。 2 視察者及び見舞者の応接に関すること。 3 被害地の視察に関すること。 4 見舞電報等の受理及び礼状等の発送に関すること。 	秘書課職員
		広報広聴班	広報広聴課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害の取材(写真記録を含む。)に関すること。 2 災害の広報に関すること。 3 広聴活動に関すること。 	広報広聴課職員
総務部	総務部長	総務班	総務課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 運輸通信(鉄道、バス、船舶、航空機、電話、郵便等)、電力及びガス関係の被害調査に関すること。 2 市議会との連絡に関すること。 3 総務部の連絡調整に関すること。 4 危機管理班の応援に関すること。 	総務課職員
		危機管理班	危機管理課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害対策本部及び現地災害対策本部の運営及び統轄に関すること。 2 被害状況の把握及び報告の総括に関すること。 3 気象情報等の総括に関すること。 4 防災会議に関すること。 5 関係官庁諸団体との連絡調整に関すること。 6 知事への自衛隊災害派遣要請の要求に関すること。 7 知事への防災ヘリコプター応援要請に関すること。 8 自衛隊との連絡調整に関すること。 9 災害救助法(昭和22年法律第118号)の適用に係る総括に関すること。 10 災害情報の総括に関すること。 11 災害弔慰金及び災害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けに関すること。 12 他の市町村長等への応援要請及び連絡(給水等を除く。)に関すること。 13 知事への応援要請(給水等を除く。)に関すること。 14 各部及び各班との連絡調整に関すること。 15 本部長の特命事項に関すること。 16 救出及び死体捜索班の編成に関すること。 17 所管不明の事務について、分担する班又は部を決定すること。 18 食料、生活必需物資の備蓄及び防災資機材の整備に関すること。 19 防災行政用無線の利用及び確保に関すること。 20 防災活動拠点施設設備無線の保守に関すること。 21 臨時ヘリポートの使用に関すること。 22 副本部長(危機管理監)の秘書に関すること。 	危機管理課職員
		人事班	人事課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 職員の非常招集、配置及び勤務に関すること。(市民病院、機関及び企業局を除く。) 2 応援職員の要請及び連絡調整に関すること。 3 駅前、災害現場等の案内所の設置運営に関すること。 4 労務要員の雇用及び配分の総括に関すること。 5 公務災害補償に関すること。 6 ボランティア活動の支援に関すること。 7 職員の被災状況の把握等に関すること。 8 危機管理班の応援に関すること。 	人事課職員
		管財班	管財課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 本庁舎及び柳川庁舎における職員等避難者の整理誘導に関すること。 2 車両の確保及び配車に関すること。 3 臨時事務所の設置及び管理に関すること。 4 市有財産(庁舎等)の被害調査及び応急対策に関すること。 5 通信施設、設備の利用及び確保に関すること。 6 労務要員の輸送に関すること。 7 市有財産(未利用地等)の応急利用に関すること。 8 久栗坂財産区所管の火葬場の使用に関すること。 	管財課職員
		契約班	契約課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 食料品等応援物資の調達に係る契約等に関すること。 2 災害対策用物品、資機材の調達に係る契約等に関すること。 3 応急復旧工事の請負契約に関すること。 	契約課職員
		情報政策班	情報政策課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 ネットワーク・行政情報端末の利用及び確保に関すること。 2 電算システムの利用及び確保に関すること。 	情報政策課職員

財務部	財務部長	財政班	財政課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 財政部の庶務及び連絡調整に関すること。 2 財政部関係の被害調査及び応急対策に関すること。 3 財政部の管理に係る施設・設備の被害報告に関すること。 4 災害応急対策関係予算の措置に関すること。 	財政課職員
		調査班	納税支援課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 調査班の総括に関すること。 2 建物及び工作物の被害状況並びに被害者実態調査に関すること。 3 被害者名簿の作成に関すること。 4 被害届の受付及び罹災証明の発行に関すること。 5 災害に伴う市税の徴収猶予措置に関すること。 	納税支援課職員
			市民税課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 建物及び工作物の被害状況並びに被害者実態調査に関すること。 2 被害者名簿の作成に関すること。 3 被害届の受付及び罹災証明の発行に関すること。 4 災害に伴う市民税(個人)の減免措置に関すること。 	市民税課職員
			資産税課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 建物及び工作物の被害状況並びに被害者実態調査に関すること。 2 被害者名簿の作成に関すること。 3 被害届の受付及び罹災証明の発行に関すること。 4 災害に伴う固定資産税の減免措置に関すること。 	資産税課職員
		支援班	工事検査室長 競輪事業所長	<ol style="list-style-type: none"> 1 他の班の実施事項の応援に関すること。 	各所属職員
市民生活部	市民生活部長	市民協働推進班	市民協働推進課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 市民生活部の庶務及び連絡調整に関すること。 2 市民生活部関係の被害調査及び被害報告に関すること。 3 市民生活部の管理に係る施設・設備の応急対策に関すること。 4 町会、女性団体等に対する各種連絡等に関すること。 5 避難所開設及び管理の応援に関すること。 6 炊き出し場所の提供に関すること。 7 市民相談窓口の開設及び運営に係る総括に関すること。 	市民協働推進課職員
		地域班	地域サービス課長 各支所長	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害情報についての本部への連絡に関すること。 2 所管施設の被害調査及び応急対策に関すること。 3 管内関係団体との連絡に関すること。 4 その他必要な災害事務に関すること。 	各所属職員
		市民班	市民課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 埋火葬許可証の交付に関すること。 2 被害者等の把握に関すること。 3 住民登録されている外国人の把握に関すること。 	市民課職員
		生活安心班	生活安心課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管施設の被害調査及び応急対策に関すること。 2 死体の火葬及び埋葬に関すること。 3 災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第七十六条に規定する災害時における交通の規制等に関すること。 4 交通関係機関との連絡に関すること。 5 市民相談窓口の開設及び運営に関すること。 	生活安心課職員
環境部	環境部長	環境政策班	環境政策課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 環境部の庶務及び連絡調整に関すること。 2 環境部関係の被害調査及び被害報告に関すること。 3 環境部の管理に係る施設・設備の応急対策に関すること。 4 有害物質の性状検知及び発生源の調査に関すること。 5 緊急時モニタリング及び放射線影響評価、解析に関すること。 	環境政策課職員
		清掃班	清掃管理課長 梨の木清掃工場長	<ol style="list-style-type: none"> 1 ごみ焼却施設、し尿処理施設及びごみ埋立地の被害調査及び応急対策に関すること。 2 廃棄物、し尿の処理及び清掃に関すること。 3 廃棄物及びし尿収集車の確保と借上げに関すること。 4 障害物集積場所の管理及び運営に関すること。 5 工作物等の保管に関すること。 6 処分手数料の減免に関すること。 7 一般廃棄物処理業者との連絡調整に関すること。 	各所属職員
		廃棄物対策班	廃棄物対策課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 産業廃棄物処理施設の被害状況調査に関すること。 2 その他清掃班の応援に関すること。 	廃棄物対策課職員
		下水道総務班	下水道総務課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 下水道施設の総合対策に関すること。 2 契約班の応援(下水道資器材の確保)に関すること。 3 下水道に係る情報の収集及び広報に関すること。 	下水道総務課職員
		下水道整備班	下水道整備課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管工事現場の被害状況調査及び二次災害防止に関すること。 	下水道整備課職員
		下水道施設班	八重田浄化センター所長	<ol style="list-style-type: none"> 1 下水道施設の被害調査及び応急対策に関すること。 2 農業集落排水施設の被害調査及び応急対策に関すること。 3 配管図面の準備に関すること。 	八重田浄化センター職員
			新田浄化センター所長	<ol style="list-style-type: none"> 1 下水道施設の被害調査及び応急対策に関すること。 	新田浄化センター職員

		蜷貝ポンプ場 長	1 下水道施設の被害調査及び応急対策に関すること。 2 農業集落排水施設の被害調査及び応急対策に関すること。	蜷貝ポンプ場職員
健康福祉部 健康福祉部長	健康福祉政 策班	健康福祉政策 課長	1 健康福祉部の庶務及び連絡調整に関すること。 2 健康福祉部関係の被害調査及び被害報告に関すること。 3 健康福祉部の管理に係る施設・設備の応急対策に関すること。 4 災害時要援護者の安全確保対策の総括に関すること。 5 ボランティアの受入れに関すること。 6 避難所の開設及び管理の総括に関すること。 7 避難所(福祉館)の開設及び管理に関すること。 8 避難者の収容及び把握(立退先等)に関すること。 9 日本赤十字社青森県支部、赤十字奉仕団及び青森市社会福祉協議会との連絡調 整に関すること。	健康福祉政策課職員
	障がい者支 援班	障がい者支援 課長	1 障害者関係施設の被害調査及び応急対策に関すること。 2 災害時要援護者(障がい者)の安全確保対策に関すること。	障がい者支援課職員
	子どもしあわ せ班	子どもしあわせ 課長	1 保育所(園)の被害調査及び応急対策に関すること。 2 災害時要援護者(乳幼児)の安全確保対策に関すること。 3 災害に伴う保育料、放課後児童会負担金の減免措置に関すること。	子どもしあわせ課職員
	国保医療年 金班	国保医療年金 課長	1 災害に伴う国民健康保険料の減免措置に関すること。 2 被害者に係る拠出年金の保険料に関すること。 3 避難所の開設及び管理の応援に関すること。 4 避難者の収容、把握(立退先等)の応援に関すること。	国保医療年金課職員
	高齢介護保 険班	高齢介護保険 課長	1 高齢者関係施設の被害調査及び応急対策に関すること。 2 災害に伴う介護保険料等の減免措置に関すること。 3 災害時要援護者(高齢者)の安全確保対策に関すること。	高齢介護保険課職員
	生活福祉班	生活福祉課長	1 生活保護及び法外援護に関すること。 2 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸付に関すること。 3 食料の調達及び配分に関すること。 4 救援金の分配計画及び配分に関すること。 5 救援物品の受領、保管及び配分に関すること。	生活福祉課職員
健康福祉部 保健所長	保健班	保健予防課長	1 感染症発生状況調査に関すること。 2 被災地における感染症の予防に関すること。 3 保健・衛生団体との連絡調整に関すること。 4 医療施設の被害情報の収集及び連絡調整に関すること。 5 市民病院部及び避難所関係部との連絡調整に関すること。 6 医師会、歯科医師会等への応援要請に関すること。 7 所管施設の被害調査及び応急対策に関すること。 8 緊急被ばく医療措置(安定ヨウ素剤の保管及び配布)に関すること。	保健予防課職員
		生活衛生課長	1 飲料水の衛生対策に関すること。 2 感染症及び食中毒の原因検査に関すること。 3 放置動物対策に関すること。 4 保健・衛生団体との連絡調整に関すること。 5 被災地における食中毒の予防及び衛生保持に関すること。 6 避難所等における衛生保持に関すること。 7 飲料水、飲食物の摂取制限に関すること。	生活衛生課職員
		健康づくり推進 課長	1 医療、助産及び保健に関すること。 2 救護班の編成及び医療救護活動の実施に関すること。 3 救護所の開設及び運営に関すること。 4 避難者の収容、把握(立退先等)の応援に関すること。 5 臨時の予防接種に関すること。 6 負傷者の把握に関すること。 7 災害時要援護者(傷病者及び妊産婦)の安全確保対策に関すること。 8 所管施設の被害調査及び応急対策に関すること。	健康づくり推進課職員
経済部 経済部長	商工業政策 班	商工業政策課 長	1 経済部の庶務及び連絡調整に関すること。 2 経済部関係の被害調査及び被害報告に関すること。 3 経済部の管理に係る施設・設備の応急対策に関すること。 4 商工業関係の被害証明に関すること。 5 商工業関係の被災者への融資のあっせんに関すること。 6 燃料、雑貨等生活必需品の需給調整に関すること。 7 契約班の応援(燃料、雑貨等生活必需品の確保)に関すること。	商工業政策課職員
	雇用創出・企 業立地班	雇用創出・企業 立地課長	1 誘致企業及び各工業団地関係の被害調査及び所管施設の応急対策に関すること。	雇用創出・企業立地 課職員
	商店街振興 班	商店街振興課 長	1 商店街関係の被害調査及び所管施設の応急対策に関すること。	商店街振興課職員
	観光班	観光課長	1 観光課関係の被害調査及び所管施設の応急対策に関すること。 2 海水浴場及び観光施設等の安全対策に関すること。 3 観光客に対する緊急安全対策に関すること。	観光課職員
	交流推進班	交流推進課長	1 災害時要援護者(外国人)の安全確保対策に関すること。 2 港湾及び空港を利用した輸送対策に関すること。	交流推進課職員

		支援班	あおもり産品販売促進課長	1 他の班の支援事項の応援にすること。	あおもり産品販売促進課職員
農林水産部	農林水産部長	農業政策班	農業政策課長	1 農林水産部の庶務及び連絡調整にすること。 2 農林水産部関係の被害調査及び被害報告にすること。 3 農林水産部の管理に係る施設・設備の応急対策にすること。 4 契約班の応援(主要食糧及び生鮮食料品等(農畜産物)の確保)にすること。 5 農林業関係被災者への融資のあっせんに関する事。 6 農林業関係の被害証明にすること。 7 家畜伝染病の予防、防疫にすること。 8 農林水産物のモニタリングにすること。 9 水稲及び畑作物の収穫及び出荷にすること。 10 畜産物の収集及び出荷にすること。 11 風評被害にすること。	農業政策課職員
		農地林務班	農地林務課長	1 農林業関係の被害調査及び所管施設の応急対策にすること。 2 農地等の被害証明にすること。 3 ため池の水量調査及び利活用に関する事。 4 水利組合との連絡調整にすること。 5 水門の開閉にすること。 6 林産物の収穫及び出荷にすること。	農地林務課職員
		水産業班	水産業課長	1 水産業関係の被害調査及び所管施設の応急対策にすること。 2 船舶関係の被害調査及び応急対策にすること。 3 契約班の応援(生鮮食料品等(水産物)の確保)にすること。 4 水産業関係被災者への融資のあっせんに関する事。 5 水産業関係の被害証明にすること。 6 水産物の採捕・漁獲及び出荷にすること。	水産業課職員
		市場班	中央卸売市場管理課長	1 生鮮食料品の確保にすること。 2 食料集積場所の確保にすること。 3 所管施設の被害調査及び応急対策にすること。 4 農林水産物の出・入荷にすること。	中央卸売市場職員
		支援班	農業指導センター所長	1 他の班の実施事項の応援にすること。 2 所管施設の被害調査及び応急対策にすること。	農業指導センター所属職員
都市整備部	都市整備部長	都市政策班	都市政策課長	1 都市整備部の庶務及び連絡調整にすること。 2 都市整備部関係の被害調査及び被害報告にすること。 3 都市整備部の管理に係る施設・設備の応急対策にすること。 4 所管事業に係る関係機関との連絡調整にすること。 5 契約班の応援(災害復旧資機材の確保)にすること。 6 避難用仮設建築物及び天幕の設置にすること。 7 鉄道施設の被害情報の収集にすること。	都市政策課職員
		住宅まちづくり班	住宅まちづくり課長	1 市営住宅の被害調査及び応急対策にすること。 2 応急仮設住宅の設置に必要な調査及び建設にすること。 3 応急仮設住宅の入居者の選定及び応急仮設住宅の管理にすること。 4 災害公営住宅の建設及び既設公営住宅への特定入居にすること。	住宅まちづくり課職員
		建築指導班	建築指導課長	1 公共建築物及び住宅の応急処理に必要な調査にすること。 2 独立行政法人住宅金融支援機構扱いの災害復興住宅金融融資のあっせんに関する事。 3 被災住家及び工作物等の現地確認、指導にすること。 4 所管事業に係る関係機関との連絡調整にすること。 5 建築物等の応急危険度判定にすること。 6 罹災証明の発行に係る調査班の応援にすること。 7 公園河川班の応援にすること。	建築指導課職員
		公園河川班	公園河川課長	1 水防対策全般の企画及び運営にすること。 2 河川関係の被害調査及び応急対策にすること。 3 水難救助及び河川漂流物にすること。 4 河川水位及び潮位等の観測資料並びに水防活動状況の把握にすること。 5 洪水に関する避難の勧告、指示及び避難誘導にすること。 6 浅虫ダム及び下湯ダム関係機関との連絡調整にすること。 7 急傾斜地の被害調査及び応急対策にすること。 8 公園施設及び街路樹等の被害調査並びに応急対策にすること。 9 公園施設等の安全対策にすること。 10 広域避難所の開設及び管理にすること。 11 港湾空港施設の被害情報の収集にすること。 12 津波・高潮災害対策にすること。 13 海上漂流物にすること。	公園河川課職員
		道路建設班	道路建設課長	1 施行中の道路・橋梁整備事業及び都市計画街路事業並びに融・流雪溝事業に関する被害調査及び応急対策にすること。 2 公園河川班及び道路維持班の応援にすること。	道路建設課職員

	道路維持班	道路維持課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 市が管理する道路、橋梁関係の被害調査及び応急対策に関すること。 2 災害復旧資機材の輸送に関すること。 3 道路障害物の除去に関すること。 4 除排雪対策全般の企画及び運営に関すること。 5 道路除排雪対策に関すること。 6 崖崩れ等の応急対策に関すること。 7 崖崩れ等に関する避難の勧告、指示及び避難誘導に関すること。 8 融・流雪溝の被害調査及び応急対策に関すること。 9 各道路管理者との連絡及び調整に関すること。 10 避難道路の選定及び確保に関すること。 	道路維持課職員	
	建築営繕班	建築営繕課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 公共建築物及び住宅の応急修繕に関すること。 2 契約班の応援(応急対策用建築資材の確保)に関すること。 	建築営繕課職員	
	区画整理班	石江区画整理事務所長	<ol style="list-style-type: none"> 1 施行中の区画整理事業に関する被害調査及び応急対策に関すること。 2 他の班の実施事項の応援に関すること。 	石江区画整理事務所職員	
	用地班	用地課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 法定外公共物の被害調査に関すること。 2 一時避難所における避難者情報の収集に関すること。 3 他の班の実施事項の応援に関すること。 	用地課職員	
浪岡事務部	浪岡事務所副所長	浪岡総務班	総務課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 危機管理班、市民病院部浪岡病院総務班及び教育部浪岡教育班との連絡調整に関すること。 2 浪岡事務部の統括に関すること。 3 浪岡事務部における所管不明の事務について、分担する班を決定すること。 4 浪岡地域における被害状況の把握及び報告の総括に関すること。 5 浪岡事務部の管理に係る施設・設備の応急対策に関すること。 6 浪岡地域における防災行政用無線の利用及び確保に関すること。 7 浪岡地域における災害の取材(写真記録を含む。)、広報及び広聴活動並びに市民相談窓口の開設に関すること。 8 浪岡地域における通信施設、設備の利用及び確保に関すること。 9 浪岡地域におけるネットワーク・行政情報端末の利用及び確保に関すること。 10 副本部長(浪岡区長)の秘書に関すること。 11 浪岡庁舎における職員等避難者の整理誘導に関すること。 	総務課職員
		浪岡調査班	納税支援課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 企画財政部調査班の応援に関すること。 2 浪岡地域における建物及び工作物の被害状況並びに被害者実態調査に関すること。 3 浪岡地域における被害者名簿の作成に関すること。 4 浪岡地域における被害届の受付及び罹災証明の発行に関すること。 5 浪岡地域における災害に伴う市税の徴収猶予措置に関すること。 6 浪岡地域における災害に伴う市民税(個人)及び固定資産税の減免措置に関すること。 	納税支援課職員
		浪岡市民班	市民課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 浪岡地域における埋火葬許可証の交付に関すること。 2 浪岡地域における防疫(感染症の予防及び発生動向調査)に関すること。 3 浪岡地域における避難所等における衛生保持に関すること。 4 浪岡地域における衛生関係団体との連絡調整に関すること。 5 浪岡地域における廃棄物、し尿の処理及び清掃に関すること。 6 黒石地区清掃施設組合との連絡調整に関すること。 7 浪岡地域における廃棄物及びし尿収集車の確保と借上げに関すること。 8 浪岡地域における障害物集積場所の管理、運営に関すること。 9 浪岡地域における工作物等の保管に関すること。 10 浪岡地域における処分手数料の減免に関すること。 11 浪岡地域における市民相談窓口の開設及び運営に関すること。 	市民課職員
		浪岡地域づくり振興班	地域づくり振興課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 浪岡地域における被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸付に関すること。 2 浪岡地域における救援物品の受領、保管及び配分に関すること。 3 浪岡地域における食料の調達及び配分に関すること。 4 浪岡地域における交通規制に関すること。 5 浪岡地域における避難道路の選定及び確保に関すること。 6 浪岡地域における交通関係機関との連絡に関すること。 	地域づくり振興課職員

	浪岡健康福祉班	健康福祉課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 健康福祉部及び市民病院部との連絡調整に関する事。 2 健康福祉課関係の被害調査及び所管施設の応急対策に関する事。 3 浪岡地域における避難所の開設及び管理の総括に関する事。 4 浪岡地域における避難所(健康福祉課所管施設)の開設・管理及び避難者の状況把握(収容・立退先等)に関する事。 5 浪岡地域における災害時要援護者の状況把握及び安全確保対策に関する事。 6 浪岡地域における負傷者の把握に関する事。 7 浪岡地域における災害に伴う保育料の減免の受付に関する事。 8 浪岡地域における災害に伴う国民健康保険税の減免の受付に関する事。 9 浪岡地域における被害者に係る拠出年金の保険料に関する事。 10 浪岡地域における災害に伴う介護保険料等の減免の受付に関する事。 11 浪岡地域における生活保護及び法外援護に関する事。 12 浪岡地域における医師会、歯科医師会等への応援要請に関する事。 13 浪岡地域における保健衛生団体との連絡調整に関する事。 14 浪岡地域における医療施設の被害情報の収集及び連絡調整に関する事。 15 浪岡地域における医療、助産及び保健に関する事。 16 浪岡地域における臨時の予防接種に関する事。 17 浪岡地域における救援物資の受領、保管及び配分に関する事。 18 浪岡地域における災害弔慰金及び災害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けに関する事。 19 浪岡地域における救援金の分配計画及び配分に関する事。 20 浪岡地域におけるボランティアの受入れに関する事。 	健康福祉課職員
	浪岡都市整備班	都市整備課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 浪岡地域における河川関係の被害調査及び応急対策に関する事。 2 浪岡地域における水難救助及び河川漂流物に関する事。 3 浪岡地域における河川水位等の観測資料及び水防活動状況の把握に関する事。 4 浪岡地域における洪水に関する避難の勧告、指示及び避難誘導に関する事。 5 浪岡ダム関係機関との連絡調整に関する事。 6 浪岡地域における急傾斜地の被害調査及び応急対策に関する事。 7 浪岡地域における公園施設及び街路樹等の被害調査並びに応急対策に関する事。 8 浪岡地域における公園施設等の安全対策に関する事。 9 浪岡地域における市が管理する道路、橋梁関係の被害調査及び応急対策に関する事。 10 浪岡地域における災害復旧資機材の輸送に関する事。 11 浪岡地域における道路障害物の除去に関する事。 12 浪岡地域における道路除排雪対策に関する事。 13 浪岡地域における崖崩れ等の応急対策に関する事。 14 浪岡地域における崖崩れ等に関する避難の勧告、指示及び避難誘導に関する事。 15 浪岡地域における施行中の道路・橋梁整備事業及び都市計画街路事業並びに融・流雪溝事業に関する被害調査及び応急対策に関する事。 16 浪岡地域における各道路管理者との連絡及び調整に関する事。 17 都市整備部との連絡及び調整に関する事。 18 避難道路の確保に関する事。 	都市整備課職員
	浪岡上下水道班	上下水道課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 環境部下水道総務班及び企業部水道総務班との連絡調整に関する事。 2 浪岡地域における上下水道及び農業集落排水施設に係る情報の収集及び広報に関する事。 3 環境部下水道総務班、下水道整備班及び下水道施設班並びに企業部各班(管理班を除く。)の実施事項の応援に関する事。 	上下水道課職員
市民病院部	医療看護班	医療局長 医療技術局長 看護局長	<ol style="list-style-type: none"> 1 傷病者等の医療救護及び看護に関する事。 2 助産に関する事。 3 患者の避難誘導に関する事。 4 健康福祉部保健班の応援に関する事。 5 死体の処理(検案等)に関する事。 6 救護所への医師等の派遣に関する事。 7 緊急被ばく医療措置に関する事。 	各所属職員
	病院総務班	事務局次長	<ol style="list-style-type: none"> 1 市民病院部の庶務及び連絡調整に関する事。 2 職員の非常招集、配置及び勤務に関する事。 3 市民病院部の管理に係る施設・設備の被害調査、報告及び応急対策に関する事。 4 医療用薬品、資材の調達・斡旋の助言に関する事。 5 健康福祉部健康福祉政策班及び保健班の応援(医療関係)に関する事。 6 収容患者の医療事務に関する事。 7 収容患者の給食の確保に関する事。 	事務局職員
	支援班	高等看護学院事務長	<ol style="list-style-type: none"> 1 他の班の実施事項の応援に関する事。 	高等看護学院職員

	浪岡病院長	浪岡医療看護班	医療局長 総看護師長	<ol style="list-style-type: none"> 浪岡地域における傷病者等の医療救護及び看護に関すること。 患者の避難誘導に関すること。 健康福祉部保健班の応援に関すること。 浪岡地域における死体の処理(検案等)に関すること。 救護所への医師等の派遣に関すること。 緊急被ばく医療措置に関すること。 	各所属職員
		浪岡病院総務班	事務長	<ol style="list-style-type: none"> 浪岡病院の庶務及び連絡調整に関すること。 病院総務班及び浪岡事務部浪岡総務班との連絡調整に関すること。 職員の非常招集、配置及び勤務に関すること。 浪岡病院の管理に係る施設・設備の被害調査、報告及び応急対策に関すること。 浪岡地域における医療用薬品、資材の調達・斡旋の助言に関すること。 浪岡事務部浪岡健康福祉班の応援(医療関係)に関すること。 収容患者の医療事務に関すること。 収容患者の給食の確保に関すること。 	浪岡病院事務局職員
会計部	会計管理者	会計班	会計課長	<ol style="list-style-type: none"> 災害関係経費の経理に関すること。 救援金の受領、保管に関すること。 	会計課職員
		審査班	審査課長	<ol style="list-style-type: none"> 会計班の実施事項の応援に関すること。 	審査課職員
議会部	議会事務局長	議会班	議会事務局次長	<ol style="list-style-type: none"> 市議会議員の被災地視察に関すること。 市議会議員との連絡に関すること。 	議会事務局職員
教育部	教育長及び教育部長	教育総務班	総務課長	<ol style="list-style-type: none"> 教育部の庶務及び連絡調整に関すること。 職員の非常招集、配置及び勤務に関すること。 教育部関係の被害調査及び被害報告に関すること。 教育部の管理に係る施設・設備の応急対策に関すること。 教育部の管理に係る避難所の開設及び管理に関すること。 総務部契約班の応援(学用品の調達)に関すること。 学用品の給与に関すること。 教育部所管施設に係る避難者の収容及び把握(立退先等)に関すること。 防災活動拠点施設設備無線の利用に関すること。 	総務課職員
		社会教育班	社会教育課長	<ol style="list-style-type: none"> 社会教育関係団体の協力要請に関すること。 他の班の実施事項の応援に関すること。 	社会教育課職員
		文化スポーツ振興班	文化スポーツ振興課長	<ol style="list-style-type: none"> 文化スポーツ施設の被害調査及び応急対策に関すること。 避難所(文化スポーツ施設)の開設及び管理に関すること。 避難者の収容及び把握(立退先等)に関すること。 	文化スポーツ振興課職員
		地域班	中央市民センター館長	<ol style="list-style-type: none"> 災害情報についての本部への連絡に関すること。 所管施設の被害調査及び応急対策に関すること。 避難所(市民センター、公民館及び勤労青少年ホーム)の開設及び管理に関すること。 避難者の収容及び把握(立退先等)に関すること。 関係団体との連絡に関すること。 食料等集積場所の確保に関すること。 	中央市民センター職員
		文化財班	文化財課長	<ol style="list-style-type: none"> 文化財の被害調査及び応急対策に関すること。 所管施設の被害調査及び応急対策に関すること。 	文化財課職員
		学務班	学務課長	<ol style="list-style-type: none"> 各学校の緊急対応の状況調査に関すること。 被災児童生徒等の被災状況の調査に関すること。 学校職員の被災状況の調査に関すること。 教科書の給付に関すること。 学校施設の被害調査及び応急対策に関すること。 被災児童生徒等の救護対策に関すること。 被災児童生徒等の保健及び衛生に関すること。 	学務課職員
		学校給食班	学校給食課長	<ol style="list-style-type: none"> 学校給食施設の被害調査及び応急対策に関すること。 学校給食の確保に関すること。 炊き出しの実施及び協力に関すること。 	学校給食課職員
		指導班	指導課長	<ol style="list-style-type: none"> 学校の応急対策に関する掌握と指導に関すること。 父母、地域住民からの情報収集に関すること。 応急の教育に関すること。 所管施設の被害調査及び応急対策に関すること。 	指導課職員

		浪岡教育班	教育課長	<ol style="list-style-type: none"> 浪岡教育事務所の庶務及び連絡調整に関すること。 教育総務班及び浪岡事務部浪岡総務班との連絡調整に関すること。 浪岡教育事務所の管理に係る施設・設備の被害調査、報告及び応急対策に関すること。 浪岡教育事務所の管理に係る避難所の開設及び管理に関すること。 総務部契約班の応援(学用品の調達)に関すること。 浪岡地域における学用品の給与に関すること。 浪岡教育事務所の管理に係る避難者の収容及び把握(立退先等)に関すること。 浪岡地域における各学校の緊急対応の状況調査に関すること。 浪岡地域における被災児童生徒等の被災状況の調査に関すること。 浪岡地域における学校職員の被災状況の調査に関すること。 浪岡地域における教科書の給付に関すること。 浪岡地域における社会教育関係団体の協力要請に関すること。 浪岡地域における食料等集積場所の確保に関すること。 	教育課職員
		支援班	市民図書館長	<ol style="list-style-type: none"> 所管施設の被害調査及び応急対策に関すること。 他の班の実施事項の応援に関すること。 	市民図書館職員
企業部	企業局長及び水道部長	水道総務班	総務課長	<ol style="list-style-type: none"> 企業部の庶務及び連絡調整に関すること。 職員(管理班を除く。)の非常招集、配置及び勤務に関すること。 企業部関係の被害調査及び被害報告に関すること。 企業部の管理に係る施設・設備(管理班の管理に係るものを除く。)の応急対策に関すること。 日本水道協会等関係機関との連絡及び各班との連絡調整に関すること。 水道施設の総合対策に関すること。 資機材の調達に関すること。 水道に係る情報の収集及び広報に関すること。 	総務課職員
		営業班	営業課長	<ol style="list-style-type: none"> 給水その他の実施事項の応援に関すること。 	営業課職員
		整備班	整備課長	<ol style="list-style-type: none"> 所管工事現場の被害状況調査及び二次災害防止に関すること。 給水その他の実施事項の応援に関すること。 	整備課職員
		浄水班	横内浄水課長	<ol style="list-style-type: none"> 所管施設の被害調査及び応急対策に関すること。 飲料水の確保及び水量の調整に関すること。 水質検査に関すること。 水源の被害調査に関すること。 給水その他の実施事項の応援に関すること。 	横内浄水課職員
			堤川浄水課長	<ol style="list-style-type: none"> 所管施設の被害調査及び応急対策に関すること。 飲料水の確保に関すること。 水源の被害調査に関すること。 給水その他の実施事項の応援に関すること。 	堤川浄水課職員
		施設班	施設課長	<ol style="list-style-type: none"> 所管施設の被害調査に関すること。 水道施設の応急対策に関すること。 調査及び応急対策車両の配車並びに給水活動に関すること。 災害時における通信連絡の応援に関すること。 上下水道に係る無線通信の統制に関すること。 指定工事業者への連絡に関すること。 配管図面の準備に関すること。 水源の被害調査に関すること。 津軽広域水道企業団等との連絡調整に関すること。 	施設課職員
		管理班	管理課長 東部営業所長 西部営業所長	<ol style="list-style-type: none"> 資機材及び燃料の確保に関すること。 所管施設・設備の被害調査及び応急対策に関すること。 職員の非常招集、配置及び勤務に関すること。 バス緊急輸送の確保に関すること。 バス運行路線の確保に関すること。 バス運行の広報に関すること。 各営業所との連絡調整及びバス配車に関すること。 緊急輸送車両の整備に関すること。 バス運行に係る無線通信の統制に関すること。 	管理課職員 各営業所職員
消防部	消防長	消防庶務班	庶務課長	<ol style="list-style-type: none"> 消防部の庶務及び連絡調整に関すること。 消防部の管理に係る施設・設備の被害調査、報告及び応急対策に関すること。 関係機関への連絡に関すること。 災害防御対策必要資機材の調達及び搬送に関すること。 応援協定に基づく応援要請に関すること。 隊員の休養、給食等に関すること。 	庶務課職員
		予防班	予防課長	<ol style="list-style-type: none"> 警報等の伝達に関すること。 危険物施設等に対する応急措置及び対策に関すること。 消防等の広報に関すること。 写真等記録に関すること。 避難対策に関すること。 	予防課職員

	警防班	警防課長	<ol style="list-style-type: none"> 職員及び団員の非常招集及び配置に関する事。 医療機関等との連絡調整に関する事。 関係機関への災害情報及び被害状況の報告に関する事。 罹災証明に関する事。 消防水利の運用統制に関する事。 機械器具の整備、点検及び運用に関する事。 緊急消防援助隊に関する事。 防災ヘリコプターの運航要請に関する事。 消防団の運用に関する事。 	警防課職員
	通信指令班	通信指令課長	<ol style="list-style-type: none"> 通信施設の保守に関する事。 通信の運用及び無線の統制に関する事。 消防隊の出動指令に関する事。 災害情報の収集、整理及び報告に関する事。 	通信指令課職員
	消防班	中央消防署長 東消防署長 浪岡消防署長	<ol style="list-style-type: none"> 消防及び水防活動その他災害応急対策に関する事。 救助、救急活動に関する事。 被災者の救出、救護及び捜索に関する事。 避難の勧告、指示の伝達及び避難誘導に関する事。 警戒区域の設定に関する事。 災害状況図及び警防活動図の作成に関する事。 	各所属職員
広域事務部	広域振興班	広域振興室長	<ol style="list-style-type: none"> 広域事務部の管理に係る施設・設備の被害調査、報告及び応急対策に関する事。 資機材の調達に関する事。 関係機関との連絡調整に関する事。 	広域振興室職員
支援部	代表監査委員各部に属しない各種委員会の事務局長		<ol style="list-style-type: none"> 他の部の実施事項の応援に関する事。 	各所属職員

備考 一つの班に複数の班長がいる班(消防班を除く。)においては、記載順最上位の者が班を統括する。

災害対策本部事務局

事務局長	総務部次長
総括課長	危機管理課長
構成課長	総務課長、人事課長、広報広聴課長、管財課長
事務局員	危機管理課職員、総務課職員、人事課職員、広報広聴課職員、管財課職員

物理学的半減期、生物学的半減期、実効半減期（有効半減期）について

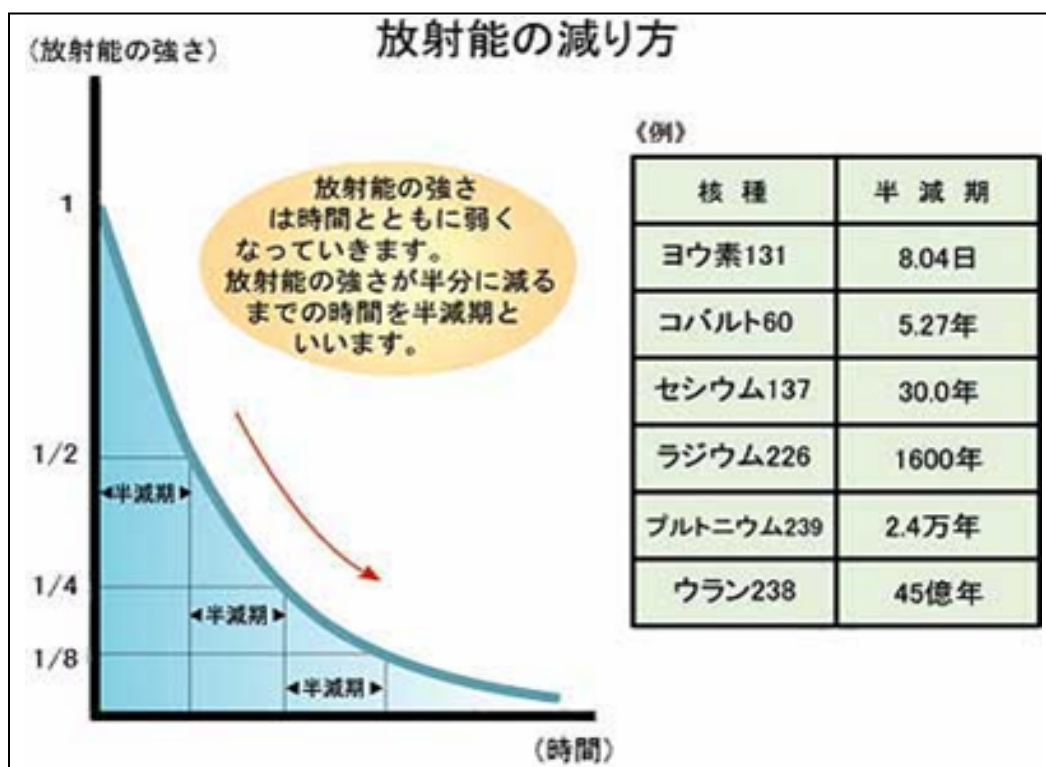
放射性物質の原子は、時間の経過に伴い放射線を出しながら自然崩壊し、他の元素に変わり、これを繰り返すことで最後にはこれ以上壊れない安定した元素（安定同位元素）となり放射線を出さなくなります。つまり放射線を出す能力（放射能）は時間の経過に伴い減少していきます。この放射能が半分になる時間を半減期（物理学的半減期）といいます。

この半減期は放射性物質の種類により異なります。例えばヨウ素 131 では 8 日、セシウム 137 では 30 年です。ヨウ素 131 は 8 日で元々の能力の半分になり、16 日で 4 分の 1 になるという具合です。従って、2011 年 3 月に福島第一原子力発電所から飛散したヨウ素 131 の放射能は、今では、ほとんど残っていないこととなります。それに対してセシウム 137 は半減期が 30 年と長いので、2011 年 3 月に飛散したセシウム 137 は、未だに放射能をもっていることとなります。

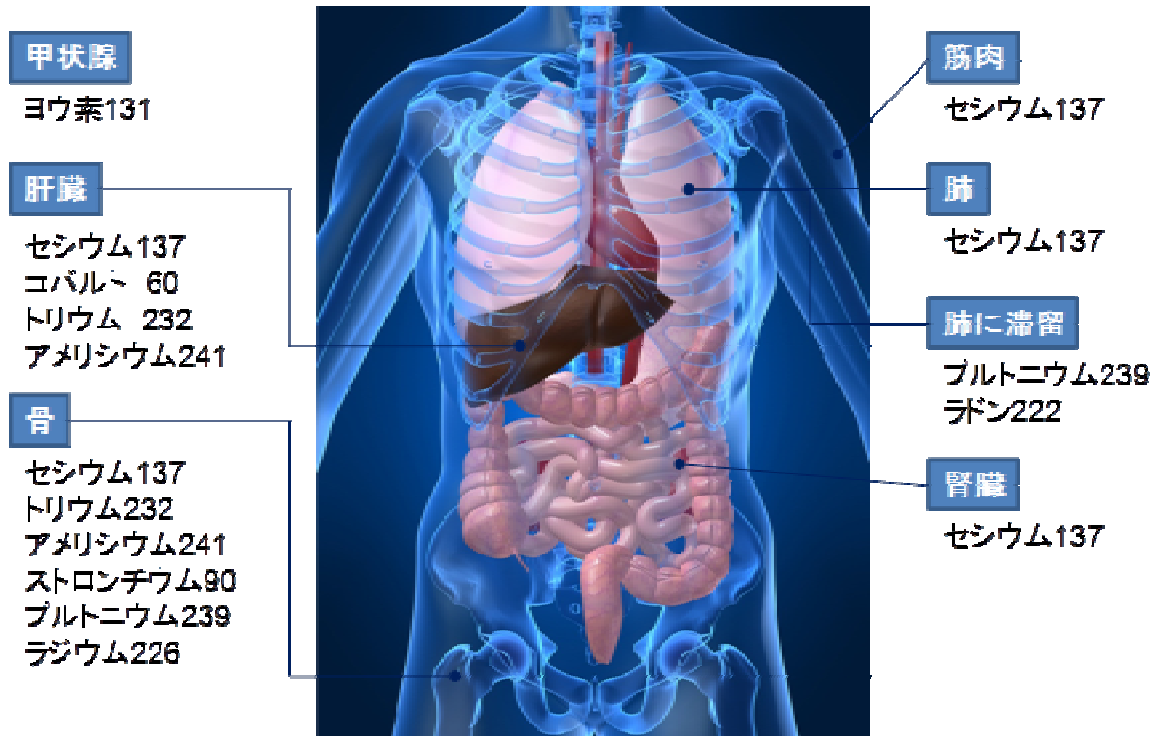
放射性物質の影響を考える上でもう一つ重要なポイントがあります。体内に入った放射性物質には物質ごとにそれぞれ結びついて沈着しやすい臓器がありますが、大部分は尿や便として体外に放出されます。この体外への排泄量を考慮して、体内に入った放射性物質の量が半分になる時間は年齢によって異なりますが、これを「生物学的半減期」といいます。セシウム 137 の生物学的半減期は成人の場合 100 日程度と考えられています。このため体内に入ったセシウム 137 は 100 日程度で半分になります。

このように、「物理学的半減期」に従った減少と、「生物学的半減期」に従った減少の 2 つが同時に進むため、例えばセシウム 137 のように物理学的半減期が長い放射性物質であっても、体内に残存する量は約 110 日で半減します。これを実効半減期（有効半減期）といいます。

【物理学的半減期】



【放射性物質ごとに沈着しやすい臓器】



【物理的半減期と生物学的半減期及び実効半減期】

	物理学的半減期	生物学的半減期	実効半減期
セシウム137	30年	110日	約109日
ヨウ素131	8.04日	120日	約7.5日
ストロンチウム90	28.8年	49年	約18年
プルトニウム239	2万4千年	50年	約50年

実効半減期の求め方

$$1 / \text{実効半減期} = 1 / \text{物理学的半減期} + 1 / \text{生物学的半減期}$$

(例)放射性ヨウ素131の場合、物理学的半減期が8.04日、生物学的半減期が120日であるため、

$$\text{実効半減期} = 1 / (1 / 8.04 + 1 / 120) = \text{約}7.5\text{日となります。}$$

【食品衛生法上の基準値】

食品中の放射性物質については、平成 23 年 3 月以降、「年間線量 5 ミリシーベルト以下」とする暫定規制値が適用されてきたが、平成 24 年 4 月 1 日からは、より一層の安全・安心を確保するため、年間の線量の上限を放射性ストロンチウムなどを含め「1 ミリシーベルト」に引き下げた、より厳しい新たな基準値が適用されている。

放射性セシウムの暫定規制値		食品区分を変更 年間線量上限の 引き下げ ➔	放射性セシウムの新基準値	
食品群	規制値		食品群	規制値
	(単位:ベクレル/kg)			(単位:ベクレル/kg)
野菜類	500	一般食品	100	
穀類		乳児用食品	50	
肉・卵・魚・その他		牛乳	50	
牛乳・乳製品	200	飲料水	10	
飲料水	200			

出典：厚生労働省

放射線に関する基礎知識



【放射線とは何か】

アルファ線

2個の陽子および2個の中性子（すなわち、ヘリウム原子核）から成る粒子線であるアルファ線は、ラジウム、プルトニウム、ウラン、ラドンなどの特定の放射性原子の自然崩壊によって発生します。アルファ線は質量が大きく、正電荷を帯びているため、水中では通常短い距離（1 mm 未満）しか進めません。紙1枚でもアルファ線を容易に止めることができます。従って、アルファ線被曝により健康影響が現れるのは、アルファ線を放出する物質が体内に摂取された時（体内被曝）のみです。

ベータ線

陽子や中性子の質量の約1/2000の質量を持つ高速度の電子から成る粒子線。ベータ線は、トリチウム（水素の同位体）、炭素14、燐32、ストロンチウム90などの特定の放射性物質の自然崩壊によって発生します。ベータ線は、そのエネルギー（すなわち速度）に応じて水中での透過距離は異なり、トリチウムの場合は1 mm 未満、燐32では約1 cmです。アルファ線と同様、主な健康影響が生じるのは体内に取り込まれた場合です。

ガンマ線

電磁波であるガンマ線は通常の可視光線と似ていますが、エネルギーや波長が異なります。太陽光線は、種々の波長の電磁線の混合したものであり、その中には最も波長の長い赤外線から、赤、橙、黄、緑、青、藍、紫の電磁線、そして最も波長の短い紫外線が含まれます。ガンマ線の波長は紫外線よりはるかに短い（すなわちはるかにエネルギーが高い）のです。ガンマ線はコバルト60やセシウム137などの放射性物質の自然崩壊により発生します。コバルト60のガンマ線は人体の深部まで透過できるのでがんの放射線治療に広く使用されてきました。

X線

X線はガンマ線と同じ特徴を持っていますが、発生の方が異なります。高速の電子が金属にぶつかって停止すると、電磁波の形でエネルギーが発生します。この現象はレントゲン博士によって1895年に初めて発見されました。レントゲン博士はこの不思議な放射線をX線と命名しました。X線は異なるエネルギー（波長）の混合したものですが、ガンマ線は放射性物質に特有な固定値（一つ又は二つ）を持つ点で異なります。

中性子

中性子粒子は、ウランやプルトニウムなどの核分裂により発生します。実際、原子爆弾の爆発に至る原子核の連鎖反応を引き起こすのは中性子です。人体は大量の水素（人体の70%を占める水分子の構成物質）を含んでいます。中性子が水素の原子核、すなわち正の電荷を帯びた陽子にぶつかると、陽子ははじきとばされて体内で電離を引き起こし、種々の障害を誘発します。吸収された線量が同じであれば、ガンマ線よりも中性子の方が人体に重度の障害を引き起こします。（中性子自身は電荷を帯びていないので、細胞に損傷を与えることはほとんどありません。）

浮遊放射性物質のガンマ線による被ばくの低減係数

場 所	低減係数
屋外	1 . 0
自動車内	1 . 0
木造家屋	0 . 9
石造り建物	0 . 6
木造家屋の地下室	0 . 6
石造り建物の地下室	0 . 4
大きなコンクリート建物（扉及び窓から離れた場合）	0 . 2 以下

沈着した放射性物質のガンマ線による被ばくの低減係数

場 所	低減係数
理想的な平滑な面上 1 m（無限の広さ）	1 . 0 0
通常土地の条件下で地面から 1 m 高さ	0 . 7 0
平屋あるいは 2 階だての木造家屋	0 . 4 0
平屋あるいは 2 階だてのブロックあるいは煉瓦造りの家屋	0 . 2 0
その地下室	0 . 1 0 以下
各階が約 450 ~ 900 m ² の面積の 3 ~ 4 階だての建物 1 階及び 2 階	0 . 0 5
その地下室	0 . 0 1
各階の面積が約 900 m ² 以上の多層建築物上層	0 . 0 1
その地下室	0 . 0 0 5

（出典）「原子力施設等の防災対策について」（原子力安全委員会 平成 22 年 8 月）

家庭内及び個人が利用可能なものによって口及び鼻の保護を行った場合の1～5 μmの微粒子に対する除去効率

物質	折りたたみ数	除去効率
男性用木綿ハンカチーフ	16	94.2%
トイレトペーパー	3	91.4
男性用木綿ハンカチーフ	8	88.9
男性用木綿ハンカチーフ	しわくちゃにする	88.1
けばの長い浴用タオル	2	85.1
けばの長い浴用タオル	1	73.9
モスリンのシーツ	1	72.9
ぬれたけばの長い浴用タオル	1	70.2
ぬれた木綿のシャツ	1	65.9
木綿のシャツ	2	65.5
ぬれた女性用木綿ハンカチーフ	4	63.0
ぬれた男性用木綿ハンカチーフ	1	62.6
ぬれた木綿衣服	1	56.3
女性用木綿ハンカチーフ	4	55.5
レイヨンスリッパ	1	50.0
木綿衣服	1	47.6
木綿のシャツ	1	34.6
男性用木綿のハンカチーフ	1	27.5

注) 一般公衆が家庭内の手近にある布や衣類を使用した場合のエアロゾルの除去効率のめやすを示すものである。この除去効率は、人の呼吸方法及び衣類の使用方法によって大きく変わらうるものであることに留意すべきである。なお、防災業務関係者の保護具としては、専用の防護マスクを準備すべきである。

(出典) 「原子力施設等の防災対策について」(原子力安全委員会 平成22年8月)

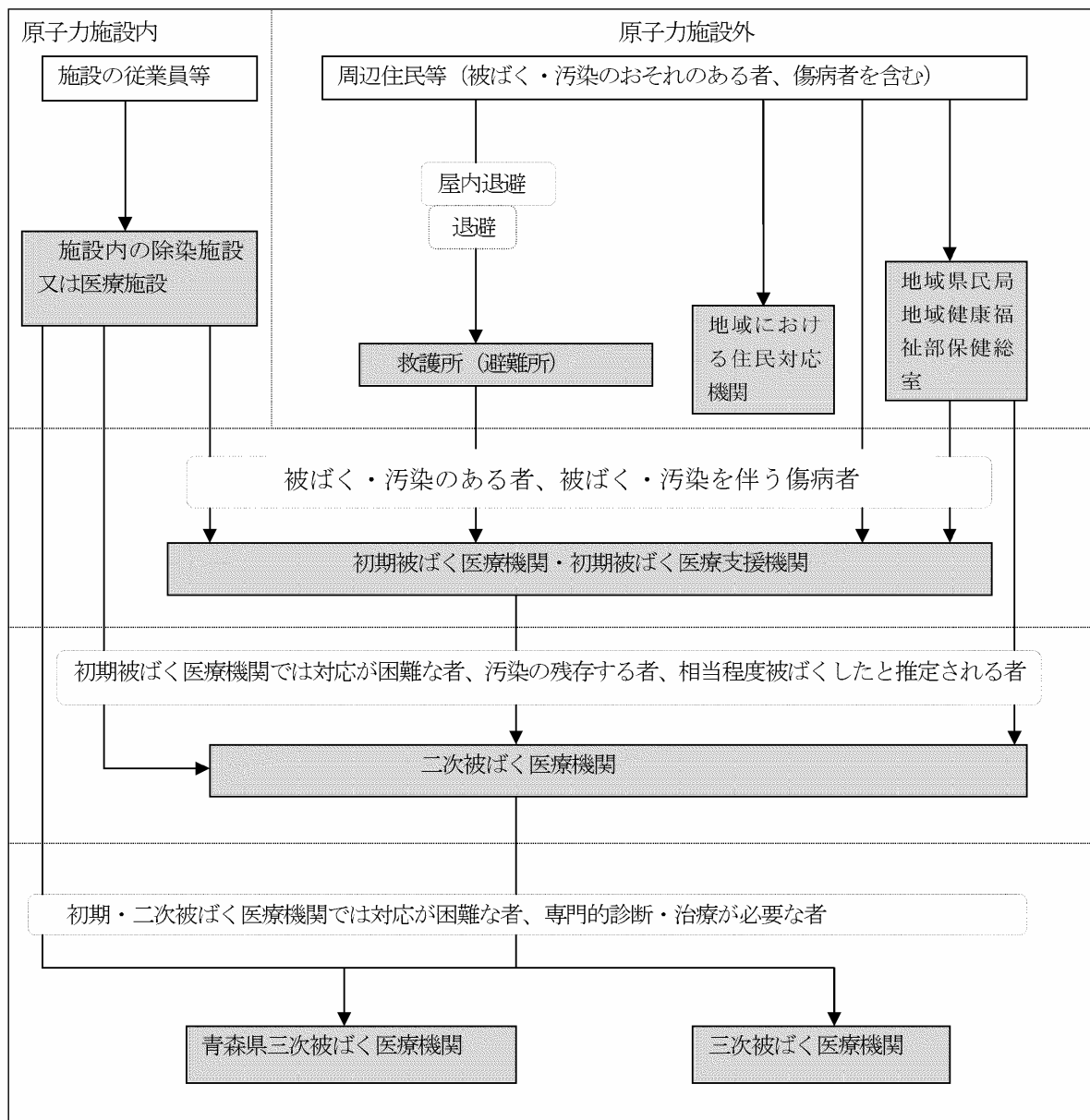
行政区別年齢別人口統計表

青森市(全体分)

平成25年4月末現在(外国人含む)

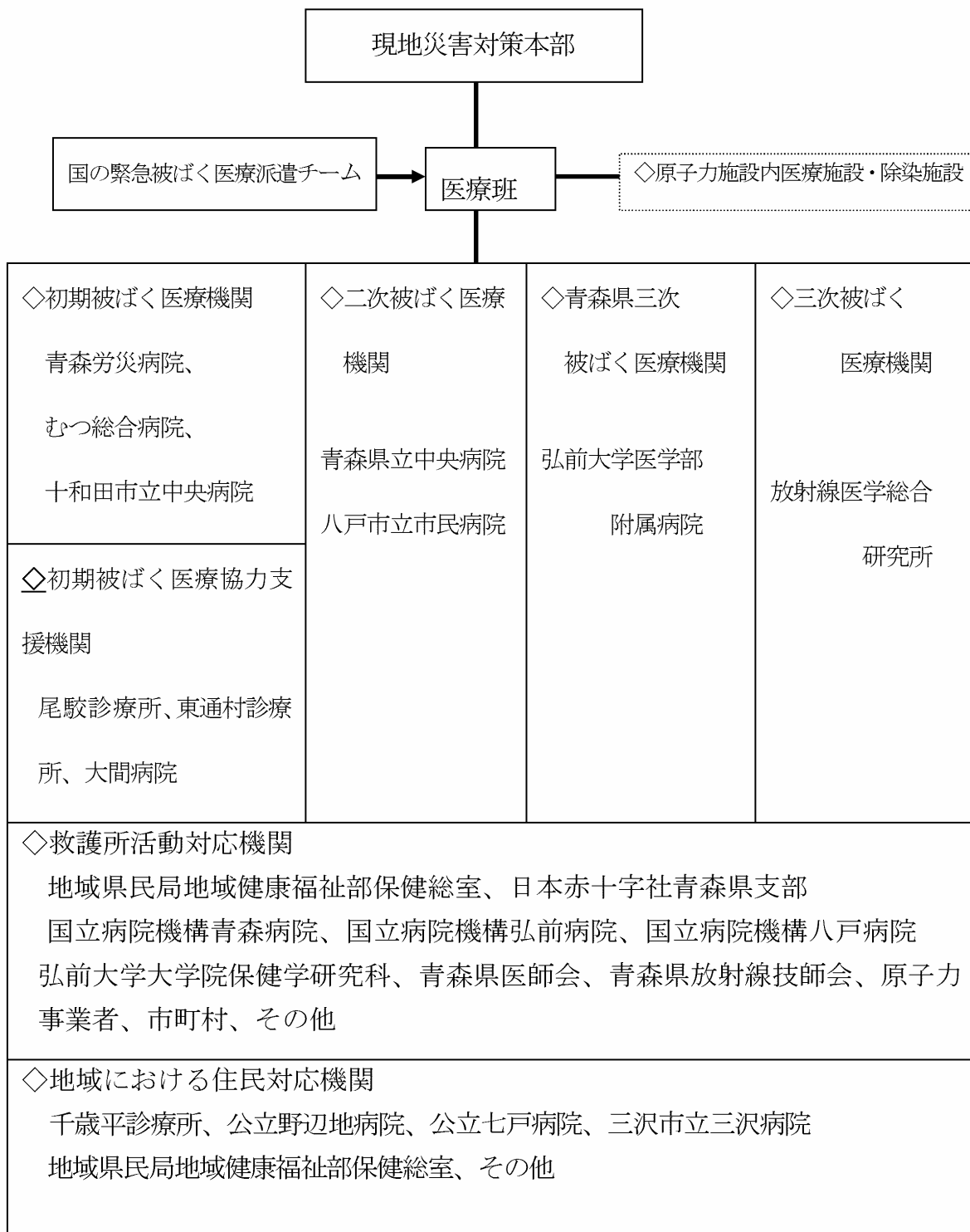
年齢	計	年齢	計	年齢	計	年齢	計	年齢	計
0	1962	20	2592	40	4406	60	4756	80	2918
1	2130	21	2727	41	4251	61	4668	81	2536
2	2213	22	2393	42	3963	62	5231	82	2557
3	2202	23	2425	43	4031	63	5786	83	2053
4	2279	24	2618	44	4244	64	5436	84	1891
計	10786	計	12755	計	20895	計	25877	計	11955
5	2367	25	2705	45	4131	65	5500	85	1806
6	2399	26	2879	46	3671	66	4318	86	1437
7	2341	27	2772	47	3788	67	3018	87	1317
8	2420	28	2998	48	3957	68	3579	88	1135
9	2531	29	3138	49	4035	69	4078	89	910
計	12058	計	14492	計	19582	計	20493	計	6605
10	2687	30	3214	50	3954	70	3750	90	710
11	2785	31	3175	51	4050	71	3986	91	634
12	2752	32	3493	52	4150	72	3537	92	530
13	2743	33	3694	53	4127	73	3144	93	379
14	2834	34	3695	54	4324	74	2970	94	257
計	13801	計	17271	計	20605	計	17387	計	2510
15	2769	35	3873	55	4213	75	3549	95	226
16	2954	36	4027	56	4051	76	3152	96	132
17	2875	37	4061	57	4328	77	3212	97	102
18	2818	38	4236	58	4205	78	2929	98	62
19	2759	39	4435	59	4344	79	2878	99	50
計	14175	計	20632	計	21141	計	15720	計	572
								100 以上	84
								合計	299396

緊急被ばく医療活動の手順図



出典：青森県緊急被ばく医療マニュアル

【 緊急被ばく医療体制の組織図】



出典：青森県緊急被ばく医療マニュアル

安定ヨウ素剤の予防服用

1. 安定ヨウ素剤の予防服用効果

運転中や停止直後の原子力発電所等は、事故が発生した場合、放射性ヨウ素を含む核分裂生成物を環境中へ放出することがある。核分裂生成物のうち放射性ヨウ素が呼吸や飲食を通じて人体に取り込まれると、甲状腺に蓄積し放射線被ばくの影響により数年から数十年後に甲状腺癌等を発生させる可能性がある。

しかし、甲状腺被ばくは、放射性ヨウ素が体内に取り込まれる前に、安定ヨウ素剤を服用した場合、血中の安定ヨウ素濃度が通常以上に高くなり、甲状腺ホルモンの合成が一時的に抑えられ血中から甲状腺へのヨウ素の取り込みが抑制される。また、血中のヨウ素濃度の大半を安定ヨウ素で占めることにより甲状腺への放射性ヨウ素の到達量を低減させることができる。

ただし、安定ヨウ素剤は、放射性ヨウ素による内部被ばくに対する防護効果に限定されることから、避難や屋内退避等の防護措置と組み合わせて活用する必要がある。

また、放射性ヨウ素が体内に取り込まれた後に安定ヨウ素剤を服用した場合、その効果は極めて小さくなるため、適切なタイミングで速やかに市民等に安定ヨウ素剤を服用させることが必要となる。

原子力災害対策指針(平成 25 年 6 月 5 日全部改正)によると、安定ヨウ素剤の配布・服用は、原則として医師が関与して行うべきとしながらも、時間的制約等のため必ずしも医師が関与できない場合には、薬剤師の協力を求める等、状況に応じて適切な方法により配布・服用を行うこととされている。

ヨウ素含有の消毒薬等の薬剤は、経口投与によることを想定しておらず、他の成分を含むので、安定ヨウ素剤の代替としての使用は不適當である。

2. 安定ヨウ素剤の投与時期と効果

安定ヨウ素剤の効果は、投与する時期に大きく依存する。ヨウ素の吸収は、食後で 30 分後、空腹時で 5 分後から始まるとされ、一旦甲状腺ホルモンに取り込まれ有機化されると、体内に長期間貯留するため、放射性ヨウ素に被ばくする前にヨウ素剤を服用することが重要である。被ばく前 24 時間以内、又は直後の服用が最も効果的で放射性ヨウ素の甲状腺への集積の 90% 以上を抑制することができる。また、服用後の効果は、少なくとも 1 日は持続することが認められている。

【投与時期と効果】

	投与時期	取り込み阻害率
被ばく前	9 2 時間前	5 %
	7 2 時間前	3 2 %
	2 4 時間前	9 3 %
被ばく後	2 時間後	8 0 %
	8 時間後	4 0 %
	2 4 時間後	7 %

甲状腺への放射性ヨウ素（I-131）取り込み率に及ぼす
ヨウ化カリウム 100mg 単位服用の時間的効果

3．安定ヨウ素剤服用の決定

原子力災害時に放出された放射性ヨウ素の吸入による甲状腺への影響が著しいと予測された場合、安定ヨウ素剤を予防的に服用すれば、甲状腺への放射性ヨウ素の集積を効果的に抑制し、甲状腺への障害を低減できる事が報告されている。そのため、市は、市民等に対し屋内待避及び避難の防護策と併せ、安定ヨウ素剤の予防的服用を実施するものとする。

また、安定ヨウ素剤の予防服用に係る防護対策は、その効果を最大とするため、安定ヨウ素剤の予防服用に係る防護対策を開始する指標としては、性別、年齢に関係なく全ての対象者に対し一律とし、放射性ヨウ素による甲状腺等価線量の予測線量100mSvとする。

ただし、原子力安全委員会の防災専門部会被ばく医療分科会では、小児（幼児）甲状腺等価線量の予測線量については、50mSvとすることが適切である旨提言していることから、今後における国の原子力災害対策指針に注視するものとする。

4．ヨウ素剤服用対象

（1）対象者

全市民

< 優先的に対象とする者 >

特に、新生児や乳幼児、妊婦の服用を優先させる。これは、乳幼児は甲状腺濾胞細胞の分裂が成人に比べて活発であり、放射線によるDNA損傷の影響が危惧され、安定ヨウ素剤予防服用の効果が大きいためである。

< 慎重投与対象者への対応 >

慎重投与対象者としては、ヨード造影剤過敏症や甲状腺機能亢進症や機能低下症等の疾患を持つ者が該当し、服用後、しばらくの間（30分程度が目安）、服用者の様態を医療関係者、市町村職員や家族等が観察する必要がある。

（2）対象除外者

服用不適切者

服用不適切者としては、ポピドンヨード液及びルゴール液使用後並びにヨウ化カリウム丸服用後に、じんま疹、呼吸困難、血圧低下等のアレルギー反応を経験した者が該当する。

自らの意志で服用をしない者

（3）防災業務関係者の取り扱い

避難地域における市民等の避難誘導、連絡等のために避難地域に一定期間留まらざるをえない防災業務に携わる職員は、安定ヨウ素剤を作業に就く前に服用することが望ましい。服用後は、しばらくの間（30分程度が目安）、服用者の様態を観察する必要がある。また作業が1日以上継続する場合には連続服用も考慮しなければならない。この際には初回の服用は安定ヨウ素剤を2丸、それ以降は毎日1丸とする。

業務が長期間に及ぶ場合には、交代職員の確保など安定ヨウ素剤を長期間連用す

る必要のない環境を整えることが必要であるが、長期間服用することとなった場合には、甲状腺機能のモニターを行うことが必要であり、また健康に異常が認められるときは、速やかに医師に相談しなければならない。これらの作業には、妊娠中、授乳中、妊娠可能な女性は除く必要がある。これらの業務に携わる可能性がある者は、事前に放射線業務従事者としての教育研修を受けるか、それ相当の防護知識を習得しておくことが望ましい。

5. 安定ヨウ素剤の必要数の推計

【安定ヨウ素剤の必要数の推計】

年 齢	安定ヨウ素剤の形状	必要数	人口 H25年4月末 時点
新生児	散剤 粉末剤 (内服液)	16.3 mg	6,305 人
生後1か月以上～3歳未満		32.5 mg	
3歳以上～13歳未満	丸薬	1丸 50mg	24,763 人
13歳以上～		2丸 100mg	268,328 人
防災関係者 (市及び消防職員2回目服用分)	丸薬	2丸 100mg	3,000 人
一時滞在者(3歳未満) (H24年観光客入込数 496万人/365日×10%×1/5)	散剤 粉末剤 (内服液)	32.5 mg	272 人
一時滞在者(3歳以上～13歳未満) (H24年観光客入込数 496万人/365日×10%×4/5)	丸薬	1丸 50mg	1,088 人
一時滞在者(13歳以上) (H24年観光客入込数 496万人/365日 - 1,360人)	丸薬	2丸 100mg	12,230 人
	合 計		315,986 人

安定ヨウ素剤は、市民数に加え一時滞在者数も含め余裕をもった数を備蓄しておくことが望ましいとされている。

6. 安定ヨウ素剤の服用回数及び服用量

服用は原則1回とする。安定ヨウ素剤の効果は、1日は持続することが認められているため、1日1回の服用を原則とし、2日目に安定ヨウ素剤の服用を考慮しなければならない状況では避難を優先させる。

ただし、放射性ヨウ素による内部被ばくの可能性が24時間以上継続し、再度の服用がやむを得ない場合は、24時間の間隔を空けて服用することとする。連続服用は、原則として、原子力規制委員会が再度の服用の必要を判断した場合のみであり、その判断に基

づいて、原子力災害対策本部等からの指示があった場合にのみ服用するようにしなければならない。

なお、妊娠している者、新生児は原則として複数回の服用を避けなければならない。

また、誤って、表に示した服用量以上に服用した場合、吐かせる等の処置までは必要ないが、体調に異変が見られないか確認し、医師や、あらかじめ定められた相談窓口にご相談することが適当である。なお、年齢ごとの服用量については次表のとおりである。

【年齢ごとの服用量】

年 齢	ヨウ素量	ヨウ化カリウム量	服用方法
新生児	12.5 mg	16.3 mg	内服液 1 ml
生後 1 か月以上～ 3 歳未満	25 mg	32.5 mg	内服液 2 ml
3 歳以上～ 13 歳未満	38 mg	50 mg	丸薬 1 丸
13 歳以上	76 mg	100 mg	丸薬 2 丸

7. 安定ヨウ素剤の備蓄及び管理

(1) 安定ヨウ素剤の備蓄

市は、市民に配布する安定ヨウ素剤を順次備蓄するものとする。

保管場所

安定ヨウ素剤は、複合災害に備え市民病院、市保健所、市本庁、浪岡庁舎等に分散して保管する。

【地域災害拠点病院】 青森市民病院	青森市勝田一丁目14-20
青森市保健所	青森市佃二丁目19-13
浪岡病院	青森市浪岡大字浪岡字平野180
市本庁舎	青森市中央一丁目22-5
浪岡庁舎	青森市浪岡大字浪岡字稲村101-1

日常管理

安定ヨウ素剤は、定められた貯法に基づき管理し、管理担当者は使用期限（安定ヨウ素剤の使用期限は原則 3 年間）及び在庫状況等の確認を年 1 回行うこととし、その記録を行う。また、使用期限が迫っている場合には入れ替えを行う。

丸薬と異なり散剤（粉末剤）は劇薬指定されている薬剤であるため、他の薬品と区別して貯蔵する等、安全に取り扱わなければならない。

5. 今までに高カリウム血症と言われたことがありますか？
はい
いいえ
6. 今までに低補体血症性蕁麻疹様血管炎と言われたことがありますか。
はい
いいえ
7. 今までに肺結核（カリエス、肋膜炎なども含む）と言われたことがありますか。
はい
いいえ
8. 今までにジューリング疱疹状皮膚炎と言われたことがありますか。
はい
いいえ
9. 現在、以下のお薬をお使いですか。
（「はい」の方は、該当する薬品にチェックを入れてください。）
はい
いいえ

カリウム含有製剤、カリウム貯留性利尿剤、エプレレノン

リチウム製剤

抗甲状腺薬（チアマゾール、プロピルチオウラシル）

A C E 阻害剤、アンジオテンシン 受容体拮抗剤、アリスキレン
フマル酸塩

慎重投与項目のうち、ひとつでも「はい」に該当する場合、医師と相談のうえ安定ヨウ素剤服用をするかどうかを決めてください。

【確認事項】

1. ヨウ素剤の効能・効果（どのように、何に効くか等）について説明を受け、理解しましたか。
はい
いいえ
2. ヨウ素剤の服用方法（飲み方、飲むタイミング）について説明を受け、理解しましたか。
はい
いいえ
3. ヨウ素剤服用以外の放射線防護、原子力防災について説明を受け、理解しましたか。
はい
いいえ
4. ヨウ素剤を飲むことによって得られる利益（甲状腺がんのリスクが低下する程度など）について説明を受け、理解しましたか。
はい
いいえ
5. ヨウ素剤の副作用を含め、リスクについて説明を受け、理解しましたか。
はい
いいえ
6. 併用した場合に使用に注意を要する薬品について説明を受け、理解しましたか。
はい
いいえ

7. ヨウ素剤を飲まない場合の対応方法や予想される結果などについて説明を受け、理解しましたか。

はい
いいえ

安定ヨウ素剤の服用に関する注意事項の説明を受け、副作用の可能性についても理解し、安定ヨウ素剤を受け取りました。また、受け取った安定ヨウ素剤は、第三者に譲り渡さず、不要となった場合には返却を行います。

署名 _____

(注)代理受領の方へ

ご家族の分を代理で受領された方は、安定ヨウ素剤をお渡しになる前に、ご家族の方に本紙に必要事項を記入し提出されるようお伝えください。

ただし、記入の時点で、ご家族の方が服用不適項目に該当することが判明した場合には、(担当課名等)まで連絡の上、安定ヨウ素剤の返却いただきますようお願いいたします。

「安定ヨウ素剤の配布・服用に
当たって」(原子力規制庁 平
成 25 年 7 月 19 日)

安定ヨウ素剤についてのQ & A

このパンフレットは、安定ヨウ素剤の取扱いに関してQ & A形式で説明するものです。

はじめに：

安定ヨウ素剤は、原子力発電所で重大な事故が起こった時に、国又は地方自治体の責任者から正式な指示があった場合や、医師の指示があった場合にのみ服用してください。安定ヨウ素剤は服用時に副作用を引き起こす可能性がありますので、上記の場合以外は、決して服用しないでください。
安定ヨウ素剤の配布時に一緒にお渡しする説明資料をお読みください。

Q1:安定ヨウ素剤とはどのようなものですか？

安定ヨウ素剤は放射性でないヨウ素をヨウ化カリウムなどの形で内服用に製剤化したものです。現在、放射性ヨウ素からの甲状腺の内部被ばくを予防・低減するための医薬品として国内で承認され、市販されている安定ヨウ素剤には丸剤と粉末剤があります。丸剤は3歳以上の方が服用するものです。一方、粉末剤は3歳未満の乳幼児やその他、丸剤服用が困難な子供達を対象に液状の安定ヨウ素剤を調製するためのものです。

Q2:放射性ヨウ素とはどのようなものですか？

ヨウ素には放射線を出すヨウ素と放射線を出さないヨウ素とがあります。
放射性ヨウ素は甲状腺に多く取り込まれて、それが出す放射線の影響により数年～数十年後に甲状腺癌を発生させる可能性があります。

Q3:安定ヨウ素剤はどのように働くのですか？

甲状腺は安定ヨウ素も放射性ヨウ素も同じように取り込みます。安定ヨウ素剤を服用すると、その後(約24時間)、体内に入った放射性ヨウ素の甲状腺への取り込みを抑制します。

Q4:安定ヨウ素剤の替わりになるものはありますか？

昆布やわかめなどの海藻などにはヨウ素が含まれています。しかし、含まれているヨウ素の量が一定ではなくばらつきがありますので、安定ヨウ素剤の代替としては不適當です。

Q5:安定ヨウ素剤の効果が及ばない範囲ありますか？

安定ヨウ素剤は放射性ヨウ素が体内に取り込まれること自体を防ぐことはできません。
安定ヨウ素剤は放射性ヨウ素による甲状腺への被ばくを低減する効果しかありません。
また、安定ヨウ素剤は放射性ヨウ素により甲状腺に生じた障害を元へ戻すことはできません。
安定ヨウ素剤では、放射性ヨウ素以外の他の放射性核種に対する被ばくを抑えることはできません。

Q6: 安定ヨウ素剤を効果的に利用するにはどうしたら良いですか？

放射性ヨウ素を体内に取り込みそうな時、事前に安定ヨウ素剤を服用すると最大の防護効果があります。放射性ヨウ素を体内に取り込んだ後では、数時間以内のできるだけ早い時期に服用すれば、効果はありますが限定的です。なお、体内に取り込んだ後24 時間以上経過してから服用した場合には、甲状腺の被ばく防護効果は期待できません。また、放射性ヨウ素が環境中に存在しない場合には安定ヨウ素剤を服用しても全く防護効果はありません。

このため、国や地方公共団体の服用指示にしたがって服用するようにしてください。

Q7: 誰が安定ヨウ素剤を服用するのですか？

Q8に記載する服用してはいけない方を除いて、すべての方々が国や地方公共団体からの服用指示があった場合に服用していただくこととなりますが、特に放射性ヨウ素による甲状腺被ばくに対して、胎児、子供たちは成人よりも発がん影響への感受性が高いことが知られており、子供たちは優先的に安定ヨウ素剤を服用すべきです。また、ヨウ素は胎盤を通過するため、胎児を防護するためにも、妊娠している方は安定ヨウ素剤を服用することを薦めます。ただし、服用量は規定量を守ってください。

以上を参考にして、服用量(Q11)を守って服用してください。

Q8: 安定ヨウ素剤を服用できない人は誰ですか？

安定ヨウ素剤を服用してはいけない方、又は、慎重に服用する必要のある方は以下の通りです。

服用してはいけない方

安定ヨウ素剤の成分、又は、ヨウ素に対し、過敏症の既往歴のある方
(ポピドンヨード液(うがい薬に含まれます)及びルゴール液使用後並びにヨウ化カリウム丸服用後に蕁麻疹や呼吸困難や血圧低下などのアレルギー反応を経験した方)

慎重に服用する必要のある方

ヨード造影剤過敏症と言われたことのある方
甲状腺機能亢進症と言われたことのある方
甲状腺機能低下症と言われたことのある方
腎機能障害と言われたことのある方
先天性筋強直症と言われたことのある方
高カリウム血症と言われたことのある方
低補体血症性蕁麻疹様血管炎と言われたことのある方
肺結核の患者と言われたことのある方
ジューリング疱疹状皮膚炎と言われたことのある方

下記の薬を服用している場合には安定ヨウ素剤と相互作用を起こす可能性があります。

カリウム含有製剤、カリウム貯留性利尿剤、エプレレノン
リチウム製剤
抗甲状腺薬(チアマゾール、プロピルチオウラシル)
ACE阻害剤、アンジオテンシン 受容体拮抗剤、アリスキレンフマル酸塩

上記に当てはまる方、また、上記に当てはまらなくとも、ご不審、ご不明がある場合は必ず医師にご相談ください。

Q9:安定ヨウ素剤の服用時にはどんな点に注意をする必要がありますか？

国や地方公共団体からの服用指示があった時にのみ服用してください。

定められた規定量の安定ヨウ素剤を服用してください。

規定量以上に服用することは避けてください。

事前配布地域の方で避難時に安定ヨウ素剤が見つからない場合には、入手に時間をかけるのではなく、避難を優先してください。避難の際に地方公共団体の方から追加配布を受けて服用するようにしてください。

妊娠している方、又は、その可能性のある婦人は、原則として複数回の服用を避けてください。
(胎盤関門を通過して、胎児の甲状腺腫及び甲状腺機能異常を起こすことがある)

小児が服用した場合には、皮疹や甲状腺機能抑制を起こすことがあります。

新生児の反復服用は原則として避けてください。

服用指示が出た時に学校等にいる場合にはそこで備蓄されている安定ヨウ素剤を服用してください。

外出中で安定ヨウ素剤を備蓄している施設が近隣にない等、避難の開始前に服用できない者については、避難の際に地方公共団体から配布される安定ヨウ素剤を服用してください。

妊娠している方、授乳中の方、新生児が安定ヨウ素剤を服用した場合には、服用後の安定ヨウ素剤による影響の観察などが必要になりますので、担当の窓口まで相談ください。

Q10:安定ヨウ素剤の副作用にはどのようなものがありますか？

安定ヨウ素剤は、緊急時に服用するものですが、副作用の可能性があるので理解してください。

副作用として、一般的な過敏症(発疹など)、消化器系(悪心・嘔吐、胃痛、下痢、口腔・咽喉の灼熱感、金属味覚、歯痛、歯肉痛、血便(消化管出血)など)、その他(甲状腺機能低下症、頭痛、息切れ、かぜ症状、不規則性心拍、皮疹、原因不明の発熱、首・咽喉の腫脹など)の症状が報告されています。

Q11:安定ヨウ素剤はどのくらい服用するのですか？

3歳以上13歳未満は安定ヨウ素剤1丸を、13歳以上は安定ヨウ素剤2丸を経口服用してください。

(新生児と生後1ヶ月以上3歳未満の幼児および3歳以上で丸剤を服用できない方は薬剤師等が調製する液状の安定ヨウ素剤を指示通り服用してください。)

Q12:安定ヨウ素剤はいつ服用するのですか？

安定ヨウ素剤の服用は国又は地方自治体が指示を出します。服用のタイミングは安定ヨウ素剤を効果的に利用するためには大変重要ですので、その指示に従って服用してください。

Q13:安定ヨウ素剤の服用によって副作用が発生した時はどうすれば良いですか？

安定ヨウ素剤を服用し、Q10に書かれているような症状が現れた場合には、速やかに近くの医師に相談してください。その際、症状とともに、いつ、どれだけの量の安定ヨウ素剤を服用したかについてもご説明ください。

Q14:安定ヨウ素剤は繰り返して服用することができますか？

安定ヨウ素剤の服用回数は原則1回としています。ただし、再度の服用がやむを得ないと原子力規制委員会が判断し、その判断に基づいて、原子力災害対策本部又は地方公共団体からの指示があった場合にのみ24時間の間隔を空けて服用することとなっています。

Q15:安定ヨウ素剤はどのようにして手に入れますか？

PAZ 域にお住まいの方々は地方公共団体が開催する説明会に参加して、医師の説明内容を充分理解していただく必要があります。内容をご確認いただき、また、いくつかのご質問にお答えいただいた後で、安定ヨウ素剤をお渡しします。その際、受領書に署名していただきます。

説明会に参加できない方々は保健所等の公共施設において、医師等からの説明を受けた上で安定ヨウ素剤の事前配布を受けていただくこととなります。歩行困難である等のやむを得ない事情により説明が受けられない方については、説明会に参加した家族や公共施設等に出向いた家族等による代理受領が可能です。ただし、代理受領に来られた家族等の方々は、その依頼をした方に資料を手渡し、説明内容を伝達することを理解して、受領書を記入・提出していただく必要があります。

なお、配布された安定ヨウ素剤は他人へ譲渡しないでください。

また、転出、死亡等により、安定ヨウ素剤が不要になった場合には、各自で捨てずに市町村役場等で転出等の手続きを行う際に地方公共団体に返却してください。

また、3歳未満の乳幼児が3歳に達した場合や、子供が13歳になった場合等のように追加的に安定ヨウ素剤が必要となった場合には、その旨を自治体にご連絡ください。その時点で、追加分の安定ヨウ素剤の配布がなされます。

UPZ 域にお住まいの方々には、避難が必要になった時点で地方公共団体の職員が避難の際にお渡しします。

Q16:安定ヨウ素剤はどのように保管すれば良いですか？

安定ヨウ素剤は直射日光のあたらない、湿気の少ない所に保管してください。また、温度が高い場所(夏の車中、火元の近くなど)に長期間放置することは避けてください。さらに、「薬箱のように用途が明確で覚えやすい場所に保管する」、「非常時に必ず持ち出す防災袋に他の災害時用品と一緒に入れる」といった無くさないための工夫をしていただくことも有効です。

Q17:安定ヨウ素剤に有効期限はありますか？

安定ヨウ素剤の有効期限は3年間です。このため、地方公共団体は、交換時期が近づいた時点で、事前配布のための説明会を行いますので、古い安定ヨウ素剤を持参して、説明会に参加いただければ新しい薬剤と交換いたします。配布された安定ヨウ素剤で期限が切れたものは地方自治体が回収しますので、各自で捨てたり、そのまま保持しないでください。

(参考)福島第一原発事故時における除染対応

(参考)「市町村による除染実施ガイドライン」(平成23年8月26日、国の原子力災害対策本部)、「森林の除染の適切な方法等の公表について」及び「農地の除染の適切な方法等の公表について」(平成23年9月30日、国の原子力災害対策本部)より一部要約

市町村による除染実施ガイドラインによると、住民が居住することは可能だが放射性物質による汚染が及んでいる地域では、地域固有の事情や住民ニーズを把握している市町村単位での計画的な除染が最も効果的であり、市町村が除染計画を策定し、専門業者などを活用しつつ計画を実行するよう定められている。

【除染計画】

除染計画では、

(1) 除染対象ごとの目標設定

(2) 区域及び対象ごとの優先順位付け

全ての地区・対象の除染を同時に行うことは不可能であるため、住民の被ばく線量の低減という目的に照らして効果的に作業を進める必要がある。そのため、線量率の高さや年齢構成、人口数、人口密度、地区内の施設の性質、地形などの要素を考慮して、区域・対象ごとに優先順位を付し、家庭・庭、道路などの生活圏、特に子供が利用する学校、公園などの施設における除染は優先順位が高く、森林については生活圏に近い部分の除染が効果的と想定される。

(3) 汚染状況の詳細な確認(汚染状況の可視化)

除染対象の地区の中でも、雨水などの影響により放射能は偏在しており、局所的に線量率の高い部分や除染作業を要しない線量の低い部分も存在するため、除染を行う地区と時期が決定したら、除染作業を効率よく行うために汚染状況を可視化するモニタリングを行う。

(4) 除染対象ごとの方針及び方法の決定

除染対象ごとに除染の必要性、除染時期、除染の手法について検討する。

【除染対象として検討すべき主な箇所】

生活圏(家屋・庭・道路・学校・保育所・公園など) 森林 農地 河川

(5) 実施主体の検討

除染作業は、作業の難易度や規模などにより、地域住民が自ら実施できる作業と安全性や効率性などから専門業者に依頼して実施すべき作業に分類する。

【専門業者に依頼すべき事例】

脚立が届かない高所作業など作業の危険性が高い場合

重機など特別な機器が必要となる場合

文化的価値があるものなど慎重に扱うべきものを除染する場合

線量率が高く、安全に作業を行う必要がある場合

(6) 仮置場の確保

除染に伴い生じる土壌等を仮置きする場所の確保が必要である。

【対象ごとの除染方針及び方法に関する暫定的考え方】

(1) 家屋・庭

庭木の剪定、軒下などの除草、雨桶の清掃が効果的である。また、比較的線量率の高い地域では、これに加え屋根の高圧洗浄や庭土の表土除染などを検討する。また、側溝については、雨水が集中することにより、泥の線量率が高くなる傾向があることから、側溝内の泥を除去した後、高圧洗浄水で洗い流すことが重要である。

(2) 道路

アスファルトで舗装された道路は、アスファルトの継ぎ目、ひび割れ部分のブラッシングや側溝の清掃などにより、線量の低減が可能である。ただし、表面の削り取りは大量の廃棄物を発生させることから、まずは、清掃などを実施した上でモニタリングを行い、それでもなお線量が下がらない場合に実施を検討する。

(3) 学校・保育所・公園など

校庭表土の土壌改良や側溝の清掃、さらには遊具の高圧洗浄、洗剤を使った洗浄やブラッシングなどにより除染を行うことが有用である。

ただし、除染を十分に実施しても、線量の低下が確認できない施設については、一次的な使用の中止又は施設の撤去も検討する。

また、公園の利用上特段支障のない範囲の樹林地などの区域において線量が高い場合には、当面の間、立ち入り禁止などの対策が必要である。

(4) 街路樹など生活圏の樹木

効果的な除染は樹木により異なり、事故発生時に葉がついていた常緑樹については、枝葉にセシウムが吸着していると考えられるため、枝葉の選定などを行う。一方、落葉樹については、事故発生時に葉がついていなかったものと考えられるため、周辺に残っている落ち葉・腐葉土を回収することにより除染効果及び拡散の防止効果が期待できる。

(5) 森林

森林については、住居等近隣における除染を最優先に、下草・腐葉土の除去や枝葉の剪定を可能な範囲で行う。

(6) 農地

農地については、表土の削り取り、水による土壌攪拌、反転耕などによる対策が考えられる。

(7) 河川

福島県内の公共用水域の水質測定モニタリング調査では、河川の水から放射性物質は検出されていないことから、仮に河床に放射性物質が沈着していたとしても、住民の被ばく線量への影響は限定的であると考えられる。

【除染作業の実施にあたって】

(1) 住民が除染作業を行う際の留意事項

なるべく作業を効率化し、長時間の作業にならないよう努める。

防塵マスク、ゴム手袋、ゴム長靴、長袖などを着用する。

作業場での飲食、喫煙は控える。

作業後に手足、顔などの露出部分をよく洗い、うがいをする。

作業後室内に入るときは、靴の泥を落とすとともに、服を着替え、泥、ちり、ほこりなどを持ち込まないようにする。

(2) 事業として除染を行う方の線量管理方法

事業者は、従業員全員に個人線量計を携帯させ、従業員が受けた放射線量を記録する。

事業者は、従業員が受ける放射線量が1年間につき20mSvを超えないようにする。

事業者は、従業員に全員に防塵マスク、ゴム手袋、ゴム長靴、長袖を着用させる。

作業場での飲食、喫煙は控える。

作業後に手足、顔などの露出部分をよく洗い、うがいをする。

作業後室内に入るときは、靴の泥を落とすとともに、服を着替え、泥、ちり、ほこりなどを持ち込まないようにする。

事業者は、従業員が留意事項を守れるよう配慮するとともに、従業員に定期的に健康診断を受けさせる。

事業者は、従業員に対し放射線に関する知識を得る機会を十分に提供する。

(3) 除去した土壌等の取扱い

除染により生じた土壌等は、仮置場まで輸送する際に飛散しないよう、耐水性や耐久性のあるフレコンバックや土のうなどに入れる。

(4) 除染に伴い生じる排水の取扱い

水を用いた除染を行う場合には大量の水を使用することにより、環境への影響を考慮する必要のないレベルまで放射性物質の量を低くすることができる。

【仮置場の設置及び管理】

除去土壌等に関し、長期的な管理が必要な処分場の確保やその安全性の確保については、県及び市町村と連携のうえ国が責任を持って行うが、こうした抜本的な対応には、一定規模の処分場の確保及び整備のための時間が必要であり、これを待っては迅速な除染が進まない恐れがある。したがって、除去土壌等は、当面の間、市町村ごと・コミュニティごとの仮置きをお願いする。

(1) 仮置場の設置

山積みにする方法

まとめて地下に置く方法

(2) 除去土壌等の分別

(3) 適切な遮蔽の実施

除去土壌等が一定量たまった段階で、十分な覆土やコンクリート構造物（ブロック塀など）で囲むなどの方法にて、仮置場の敷地境界での空間線量率が周辺環境と同水準になる程度まで遮蔽を行う。

<参考：覆土やコンクリート構造物による遮蔽効果>

表1 覆土厚さと放射線遮蔽効果

5 c m	5 1 %減
1 0 c m	7 4 %減
1 5 c m	8 6 %減
3 0 c m	9 8 %減

表2 コンクリート厚さと放射線遮蔽効果

5 c m	5 7 %減
1 0 c m	7 9 %減
1 5 c m	8 9 %減
3 0 c m	9 9 %減

(4) 継続的なモニタリングの実施（週一回程度の頻度で空間線量率の測定）